袋 井 市 地 域 防 災 計 画

風 水 害 対 策 編

目　　次

第１章　総　　論
第 １ 節　過去の顕著な災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第 ２ 節　予想される災害と地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
第 ３ 節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱・・・・２

第２章　災害予防計画
第 １ 節　総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
第 ２ 節　河川災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
第 ３ 節　道路、橋りょう災害防除計画・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第 ４ 節　土砂災害防除計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第 ５ 節　海岸保全災害防除計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
第 ６ 節　農地災害防除計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
第 ７ 節　避難情報の事前準備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
※第 ８ 節　住民の避難体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
第 ９ 節　避難誘導体制の整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
※第１０節　防災資機材等整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
※第１１節　水道施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
※第１２節　下水道施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
第１３節　倒木被害防除計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
第１４節　盛土災害防除計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
※第１５節　停電予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
※第１６節　ガス保安計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
※第１７節　道路、鉄道等災害防止計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
※第１８節　防災知識の普及計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
※第１９節　防災のための調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
※第２０節　防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
※第２１節　自主防災組織の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
※第２２節　事業所等の防災活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
※第２３節　ボランティア活動に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・３３
※第２４節　要配慮者支援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
※第２５節　救助・救急活動に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
※第２６節　応急仮設住宅・災害廃棄物処理・・・・・・・・・・・・・・・・３７
※第２７節　重要施設・ライフラインの機能確保に関する計画・・・・・・・３７
※第２８節　被災者生活再建支援に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・３８
※第２９節　男女共同参画の視点からの災害対応体制整備・・・・・・・・・３９
※第３０節　災害に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
※第３１節　市の業務継続に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
※第３２節　複合災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

第３章　災害応急対策計画
※第　１　節　総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
※第　２　節　組織計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
※第　３　節　動員計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
　第　４　節　水防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
※第　５　節　通信情報計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
※第　６　節　災害広報計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
※第　７　節　避難救出計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
※第　８　節　衣料、生活必需品、その他の物資供給計画・・・・・・・・・・６２
※第　９　節　給水計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６４
※第１０節　下水道施設応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
※第１１節　応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画・・・・・・・・・・・・６６
※第１２節　防疫計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６８
※第１３節　清掃及び災害廃棄物処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・７０
※第１４節　障害物除去計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７２
※第１５節　交通応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７３
※第１６節　自衛隊派遣要請の要求計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・７５
　第１７節　災害停電対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７７
※第１８節　電力施設災害応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８
※第１９節　ガス災害応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８

第４章　災害復旧計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８０

※…「一般対策編」掲載

第１章　総　　論

この計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号。以下本対策編において「法」という。）第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を風水害から保護するため、市及び防災機関が行うべき、市の地域に係る「風水害対策の大綱」を定める。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。

章	記載内容
第１章　総論	過去の顕著な災害、予想される災害と地域、市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
第２章　災害予防計画	総則、河川災害予防計画、道路、橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、海岸保全災害防除計画、農地災害防除計画、避難情報の事前準備計画、住民の避難体制、避難誘導体制の整備計画、防災資機材等整備計画、水道施設災害予防計画、下水道施設災害予防計画、倒木被害防除計画、盛土災害防除計画、停電予防計画、ガス保安計画、道路、鉄道等災害防止計画、防災知識の普及計画、防災のための調査研究、防災訓練、自主防災組織の育成、事業所等の防災活動、ボランティア活動に関する計画、要配慮者支援計画、救助・救急活動に関する計画、応急仮設住宅・災害廃棄物処理、重要施設・ライフラインの機能確保に関する計画、被災者生活再建支援に関する計画、男女共同参画の視点からの災害対応体制整備、災害に強いまちづくり、市の業務継続に関する計画、複合災害対策及び連続災害対策
第３章　災害応急対策計画	総則、組織計画、動員計画、水防計画、通信情報計画、災害広報計画、避難救出計画、衣料、生活必需品、その他の物資供給計画、給水計画、下水道施設応急対策計画、応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画、防疫計画、清掃及び災害廃棄物処理計画、障害物除去計画、交通応急対策計画、自衛隊派遣要請の要求計画、災害停電対策計画、電力施設災害応急対策計画、ガス災害応急対策計画
第４章　災害復旧計画	災害復旧に関する各種計画

第１節　過去の顕著な災害

本市における大きな災害は以下のとおりで、詳細の状況は資料編（７－１－１）に記載する。

ア　明治35年３月１日　　竜巻による災害
イ　明治40年９月17日～18日　　台風による災害
ウ　大正３年８月29日～30日　　台風による災害
エ　大正15年９月４日　　台風による災害
オ　昭和25年６月９日～14日　　梅雨前線、低気圧による災害
カ　昭和26年７月１日～２日　　台風による災害
キ　昭和26年10月13日～16日　　台風による災害
ク　昭和27年７月10日～15日　　熱帯性低気圧、梅雨前線による災害
ケ　昭和28年９月25日～26日　　台風による災害
コ　昭和34年８月26日～27日　　低気圧、温暖前線による災害
サ　昭和34年９月26日　　台風第15号（伊勢湾台風）
シ　昭和49年７月７日～８日　　台風第８号及び梅雨前線による災害（七夕豪雨）
ス　昭和57年９月11日～13日　　台風第18号及び前線による災害
セ　平成10年９月23日～24日　　前線による災害
ソ　平成16年11月11日～12日　　集中豪雨
タ　平成19年２月14日　　突風による災害
チ　平成20年３月14日　　突風による災害

ツ　平成23年９月21日　　台風第15号による災害
テ　平成24年６月19日　　台風第４号による災害
ト　平成24年８月14日　　大雨による災害
ナ　平成24年９月30日　　台風第17号による災害
ニ　平成24年10月23日　　突風による災害
ヌ　平成26年10月５日～６日　　台風第18号による災害
ネ　平成30年９月30日～10月１日　　台風第24号による災害
ノ　令和元年７月22日　　豪雨による災害
ハ　令和元年10月12日　　台風第19号による災害
ヒ　令和４年９月23日～24日　　台風15号による災害
ヘ　令和５年６月２日～３日　　台風２号による災害

第２節　予想される災害と地域

（１）風水害

袋井市は、地形的に沿岸部に近く平坦地が続くため、台風に伴う暴風雨、低気圧・前線に伴う集中豪雨及び冬の季節風による強風の影響を受けやすい地域となっている。

また、市内には、南北に流れる太田川、東西に流れる原野谷川に加え、本２河川の支流である中小河川が数多くあり、流域総面積は10,506ha、河川合流部周辺の低地部では、一時的に増水し冠水する危険性をもっている。

（２）山崩れ、がけ崩れ

市内の山は大部分が緩傾斜の山又は丘陵であり、自然条件のもとではほとんど考慮にいれるような大規模な発生予想箇所はないが、令和７年度末時点で土砂災害警戒区域が319箇所、急傾斜地崩壊危険区域が12箇所及び砂防指定地が17箇所指定されており、降雨時や地震時の被害が想定される。（資料１－１－１、２）

第３節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

法第42条第２項第１号の規定により、袋井市及び市域を管轄範囲とする行政区域内の防災関係機関並びに公共的団体、その他防災上重要な機関の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて袋井市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれの責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

１　袋井市

（１）袋井市防災会議に関する事務
（２）風水害に関する組織の整備
（３）防災に関する訓練の実施
（４）防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
（５）防災に関する施設の新設、改良及び復旧
（６）消防、水防その他の応急措置
（７）警報の発令、伝達及び避難の指示
（８）情報の収集、伝達及び被害調査
（９）被災者の救難、救助その他保護
(10) 医療救護
(11) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
(12) 清掃、防疫その他保健衛生
(13) 緊急輸送の確保

(14) 災害復旧の実施
(15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

２　袋井市消防（水防）団

（１）災害予防、警戒及び災害応急活動
（２）災害時における住民の避難誘導及び救助・救出活動
（３）予警報の伝達
（４）その他災害現場の応急作業

３　静岡県

（１）ふじのくに危機管理計画（風水害対策編）に掲げる所掌事務
（２）市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

４　静岡県警察（袋井警察署（中央・山梨・浅羽交番、市内各警察官駐在所））

（１）災害時における住民の避難指導、誘導及び救助
（２）犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持

５　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの業務について協力するものとする。

（１）総務省東海総合通信局
ア　災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
イ　災害時における電気通信施設及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
ウ　災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
エ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
オ　各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
カ　非常通信協議会の運営に関すること

（２）総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）
ア　被災者への生活支援情報の提供
イ　専用電話を備えた相談窓口の開設
ウ　特別行政相談所の開設

（３）財務省東海財務局（静岡財務事務所）
ア　災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること
イ　災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること

（４）農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。
ア　農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告
イ　応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整
ウ　静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告
エ　その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務

（５）気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）
ア　気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
イ　気象、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。

ウ　異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。

エ　必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。

オ　災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

カ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。

キ　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。

ク　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

（６）厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）

ア　大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導

イ　事業場等の被災状況の把握

ウ　操業再開時における労働災害防止のための監督指導

エ　災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導

（７）経済産業省関東経済産業局

ア　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること

イ　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること

ウ　被災中小企業の振興に関すること

エ　ガスの安定供給に関すること（平成17年３月31日における旧磐田郡浅羽町の区域を除く）

（８）経済産業省中部経済産業局

ア　電気の安定供給に関すること

イ　ガスの安定供給に関すること（平成17年３月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）

（９）経済産業省関東東北産業保安監督部

ア　火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること

イ　ガスの安全確保に関すること（平成17年３月31日における旧磐田郡浅羽町の区域を除く）

(10) 経済産業省中部近畿産業保安監督部

ア　電気の安全確保に関すること

イ　ガスの安全確保に関すること（平成17年３月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）

(11) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所、清水港湾事務所）

管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うように努める。

ア　災害予防

（ア）所管施設の耐震性の確保

（イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実

（ウ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施

（エ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用

（オ）港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施

イ　初動対応

地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、静岡県西部地域道路啓開検討会「道路啓開オペレーション計画（静岡県西部版）」に準じて、道路啓開を実施する。

ウ　応急・復旧

（ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施

（イ）路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保

（ウ）所管施設の緊急点検の実施

（エ）海上の流出油災害に対する防除等の措置

（オ）県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸与

（カ）航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保

(12) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

ア　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

イ　海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。

ウ　港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。

エ　緊急海上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運行事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。

オ　特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。

カ　鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。

キ　自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。

ク　陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。

ケ　緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。

コ　特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。

サ　大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣する。

(13) 国土地理院中部地方観測部

ア　災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。

イ　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。

ウ　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。

エ　災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

(14) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）

ア　災害予防

（ア）海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施

（イ）関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発

（ウ）港湾の状況等の調査研究

イ　災害応急対策

（ア）船艇、航空機等による警報等の伝達

（イ）船艇、航空機等を活用した情報収集

（ウ）活動体制の確立

（エ）船艇、航空機等による海難救助等

（オ）船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送

（カ）被災者に対する物資の無償貸与又は譲与

（キ）要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

（ク）排出油等の防除等

（ケ）排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等

（コ）危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保

（サ）警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示

（シ）海上における治安の維持

（ス）船艇による主要港湾等の被害調査

ウ　災害復旧・復興対策

(15) 環境省関東地方環境事務所

ア　有害物質等の発生による汚染状況の情報収集及び提供

イ　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

ウ　行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

(16) 環境省中部地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(17) 防衛省南関東防衛局

ア　所管財産使用に関する連絡調整

イ　災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整

ウ　在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

６　指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災業務計画並びにふじのくに危機管理計画（風水害対策編）の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、袋井市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

（１）日本郵便株式会社（袋井郵便局、浅羽郵便局、市内各郵便局）

災害の態様及び公衆の被災状況等被災地に実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び要援護対策を実施する。

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。

ア　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除

エ　被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分

（２）ＮＴＴ西日本株式会社（静岡支店）、株式会社ＮＴＴドコモ東海支社（静岡支店）

ア　電気通信施設の防災対策及び復旧対策

イ　電気通信の特別取扱い

ウ　気象警報の伝達（ＮＴＴ西日本株式会社）

エ　防災関係機関の重要通信の優先確保

オ　被害施設の早期復旧

カ　災害用伝言ダイヤル１７１、災害用伝言板web１７１及び災害伝言板の提供

（３）日本赤十字社（静岡県支部）

ア　医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること

イ　血液製剤の確保及び供給のための措置

ウ　被災者に対する救援物資の配布

エ　義援金の募集

オ　災害救助の協力奉仕者の連絡調整

カ　その他必要な事項

（４）日本放送協会（静岡放送局浜松支局）

気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報

（５）中日本高速道路株式会社（東京支社）
　ア　管轄する道路の建設及び維持管理
　イ　交通状況に関する関係機関との情報連絡
　ウ　緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施
　エ　県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
（６）東海旅客鉄道株式会社（袋井駅・愛野駅）、日本貨物鉄道株式会社
　ア　鉄道防災施設の整備
　イ　災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
　ウ　災害時の応急輸送対策
　エ　災害時における応急救護活動
　オ　応急復旧用資材等の確保
　カ　危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導
　キ　被災施設の調査及び早期復旧
（７）岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社
　ＬＰガスタンクローリー等によるＬＰガス輸入基地、２次基地から充填所へのＬＰガスの配送
（８）日本通運株式会社（浜松支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西農運輸株式会社
　ア　災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行
　イ　災害時の応急輸送対策
（９）中部電力株式会社（静岡支店）、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、掛川支社、島田電力センター）
　ア　電力供給施設の防災対策
　イ　発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
　ウ　災害時における電力供給の確保
　エ　施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用しての広報
　オ　被災施設の調査及び復旧
(10) ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
　重要な通信を確保するために必要な措置の実施
(11) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
　公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
(12) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス
　ア　市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
　イ　被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

７　指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災業務計画並びにふじのくに危機管理計画（風水害対策編）の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、袋井市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

（１）土地改良区（磐田用水東部土地改良区、大井川右岸土地改良区、豊笠土地改良区、磐田原土地改良区）
　ア　土地改良施設の防災計画
　イ　農地たん水の防排除活動(用水の緊急遮断)
　ウ　農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
　エ　消防機関が行う消火活動への協力

（２）都市ガス会社（袋井ガス株式会社）

ア　ガス供給施設の防災対策

イ　二次災害の発生防止のための緊急遮断

ウ　需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限

エ　必要に応じて代替燃料の供給

オ　災害応急復旧の早期実施

（３）一般社団法人静岡県ＬＰガス協会（西部支部袋井地区）

ア　ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策

イ　被災施設の調査及び復旧

ウ　需要家へのガス栓の閉止等の広報

エ　必要に応じた代替燃料の供給の協力

（４）一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）、一般社団法人静岡県バス協会（秋葉バスサービス株式会社、遠州鉄道株式会社磐田営業所）、商業組合静岡県タクシー協会（袋井交通株式会社、袋井タクシー株式会社、森町タクシー合資会社山梨営業所）

ア　災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保

イ　災害時の応急輸送対策

（５）民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）

気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報

（６）一般社団法人静岡県医師会（磐周医師会・袋井市医師会）、一般社団法人静岡県歯科医師会（磐周歯科医師会）、公益社団法人静岡県薬剤師会（小笠袋井薬剤師会）、公益社団法人静岡県看護協会（中東遠地区支部）、公益社団法人静岡県病院協会（西部支部）

ア　医療救護施設等における医療救護活動の実施

イ　検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）

ウ　災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）

（７）一般社団法人静岡県警備業協会

災害時の道路、交差点等での交通整理支援

（８）公益社団法人静岡県栄養士会

ア　要配慮者（※）等への食料品の供給に関する協力

イ　避難所における健康相談に関する協力

（※）要配慮者…高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者

（９）一般社団法人静岡県建設業協会（袋井建設業協会）

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(10) 富士山静岡空港株式会社

ア　緊急事態を想定した訓練の実施

イ　緊急事態発生時の静岡空港現地対策本部の設置

ウ　空港利用者の避難場所等の確保及び調整

エ　空港利用者の安否情報、被災情報の集約等

オ　大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

８　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、袋井市の行う防災活動に協力するものとする。

（１）袋井商工会議所、浅羽町商工会
　ア　市が行う商工業関係の被害調査についての協力
　イ　災害時における物価安定についての協力
　ウ　救済用物資、復旧資材等の確保についての協力
（２）遠州中央農業協同組合（袋井支店、浅羽支店及び市内各支店）
　ア　農林水産物の被害調査についての協力
　イ　災害時における農産物の確保
　ウ　農林水産物等の災害応急対策についての指導
（３）袋井市建設事業協同組合、浅羽町建設事業協同組合等建設関係団体
　　災害時における応急復旧対策についての協力
（４）自主防災組織
　ア　市の実施する被害調査、応急対策についての協力
　イ　住民に対する情報の連絡、収受
　ウ　避難誘導、避難場所の運営に関する協力
　エ　罹災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力
（５）防災上重要な施設の管理者
　ア　所管に係る施設についての防火管理
　イ　防災に関する保安措置、応急措置の実施
　ウ　当該施設に係る災害復旧

９　自衛隊

（１）陸上自衛隊東部方面隊第１師団第３４普通科連隊
　ア　災害時における人命又は財産保護のための救援活動
　イ　災害時における応急復旧活動
（２）海上自衛隊横須賀地方総監部
　ア　災害時における人命又は財産保護のための救援活動
　イ　災害時における応急復旧活動
（３）航空自衛隊第１航空団（浜松基地）
　ア　災害時における人命又は財産保護のための救援活動
　イ　災害時における応急復旧活動

第２章　　災 害 予 防 計 画

第１節　総則

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置に加え、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備について定める。

災害対策の推進にあたっては、行政による取り組みはもとより、市民一人ひとりが自らの判断で行動していくことが重要であることから「自らの命は自らが守る」意識を徹底し、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての理解促進、市民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを推進していく。

県及び市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

県及び市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたり、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

県及び市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

県、市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第２節　河川災害予防計画

地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響により、近年、極端な降雨が頻発化し、水災害の激甚化が進んでいることから、従来の河川改修を中心としたハード対策に加え、水害リスク情報の事前周知をはじめとしたソフト対策の充実など、流域全体で行う治水対策が必要とされるため、「流域治水」を推進し、社会のあらゆる関係者が、意識・行動に防災・減災を考慮した持続可能な治水対策を実施する。

１　現況

太田川水系は、計画的に川幅の拡幅、堤防の補強等整備がなされており、そのうち太田川、原野谷川の支流となる市内中小河川は、河川改修事業や湛水防除事業として整備を行っているが、流域の都市化や河川の流下能力を超える極端な降雨の頻発化による流量の増加等による溢水、浸水等の水害が発生する場合がある。

（１）重要水防箇所

水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所は、（資料１－１－３）のとおりである。

（２）河川水位観測地点

市内 18 箇所に、洪水の早期発見及び災害予防のため、量水標による河川水位観測地点を設置している。（資料５－１－10、11）のとおり

（３）水防上重大な関係を有する樋門

（資料１－１－４）のとおり

（４）湛水注意箇所

（資料１－１－５）のとおり

（５）土砂災害警戒区域等（土石流）

（資料１－１－１（土石流）のとおり）

２　計画の内容

（１）河川整備の推進

ア　県管理河川については、護岸工事などの河川整備を関係機関に働きかけ、治水対策の充実を促進する。

イ　市管理河川については、「袋井市かわプログラム」に基づき河川整備を進める。

（２）雨水対策の推進

大雨などによる市街地の浸水箇所の解消を図るため、河川、排水路の整備を進めるとともに、雨水貯留施設整備やポンプ整備により施策を進める。

（３）管理的対策の推進

河川管理施設の有する能力の適切な維持、管理を行うため、以下の対策を進める。

ア　日常のパトロール等により、堤防や護岸などの施設の維持管理や河床の浚渫を適正に進める。

イ　ごみ等不法投棄の防止を図ると共に、市民との協働による河川愛護活動を行い河川美化に努める。

ウ　ポンプ施設、堰、水門、樋門の適正な維持管理と運営に努める。

エ　施設の適切な維持管理に努めるため河川のパトロールを強化する。

３　浸水想定区域の指定と通知

県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位を定め、その水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川、及び洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深等を順次公表し、洪水浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

県又は市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深，浸水継続時間等を順次公表するとともに、県知事にあっては関係市町の長に通知する。

知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。

県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。

４　浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については本章第３節３を参照）（以下、総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法（水防法第15条第１項第１号）、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める。

（資料２－３－１）

（１）地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。

（２）要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの。

（３）大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。

市長は、浸水想定区域の指定があったときは、袋井市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な事項を講ずるものとする。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

５　要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

浸水想定区域内に位置し、袋井市地域防災計画にその名称及び所有地を定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設、教育施設、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設をいう、以下同じ。）（資料１－３－１、２）の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。

県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。

当該事項を変更したときも同様とする。

６　タイムラインに基づく防災・減災対策

近年の気候変動による局地的豪雨の多発や台風の大型化により、甚大な浸水被害が発生する危険性が高まっており、大規模な風水害の減災対策においては、災害時を想定し、刻々と変わる気象状況や河川状況に応じて、適切な対応を取ることが重要となっている。このため、太田川・原野谷川では、警察、消防、教育、福祉、企業、住民等の関係機関の執るべき行動内容を時系列に記したタイムライン（事前防災行動計画）を導入して防災・減災対策を実施しており、近年の災害対応の経緯を踏まえ、関係機関等と連携し、より適正かつ実効性の高いものへと随時見直していく。また、タイムラインの定められていない河川については、必要に応じてタイムラインの策定に取り組む。

７　連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード･ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、

「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための関係者で、密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする

第３節　道路、橋りょう災害防除計画

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

市及びは、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、道路の途絶による被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

１　道路の現況

市内の道路の状況は、（資料６－１－17）のとおり

２　橋りょうの現況

市内の橋りょうの現況は、（資料６－１－18）のとおり

３　計画の内容

（１）都市計画道路の整備

ア　市内の道路交通体系の骨格となる都市計画道路の整備を進める。

イ　都市計画道路の整備にあたっては、広域幹線道路や生活道路との交差点改良などを進め、円滑な道路交通ネットワークの形成を進める。

（２）市道の改良、維持、補修

ア　幹線道路とのネットワーク、地域間の連絡、公共広域施設へのアクセスなどを考慮して、優先度の高い路線から計画的に市道の整備を進める。

イ　道路を常に良好な状態に保ち、安全で快適な交通を確保するため、側溝整備、舗装補修などの維持管理を行う。

（３）道路環境の整備

ア　子どもや高齢者、障がいのある人なども安全に道路を利用できるように、歩道、ガードレール、カーブミラーなどの整備を進めるとともに、横断歩道や信号機などの設置を促進し、交通安全施設の充実を図る。

イ　街路への植栽や案内標識などの適切な配置を進め、快適な道路環境の整備に努める。

（４）道路交通危険箇所の解消

ア　道路パトロールを強化し、道路交通危険箇所を早期に把握し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努めるとともに、災害が発生した場合は、早急に交通道路確保のための応急措置を実施する。

イ　土質等の調査結果、交通量の変化、道路敷外からの落石に対する措置及び地形の変化等を懸案し、交通危険個所の解消を図る。

（５）落橋防止対策

法定点検を行い、災害発生のおそれのある箇所については、落橋防止対策事業等を実施する。

（６）道路の通行規制に関する情報

降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、出来るだけ早く通行規制予告を発表するよう努めるものとする。

第４節　土砂災害防除計画

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律57号。以下「土砂災害防止法」という。）の定めにより、袋井市防災会議は、県知事が土砂災害警戒区域等を指定した場合には、警戒

避難体制の整備等を図るものとする。また、指定される見込みがある区域についても警戒避難体制の整備を図るよう努める。

１　現況

本市は、100m～200m 内外の丘陵地帯に囲まれていることと、小笠山一帯は砂防指定林として国の管理となっているため、第１章第２節に述べたとおり、自然条件のもとでは考慮にいれるような大規模な山崩れ、がけ崩れの発生予想箇所はほとんどないが、人為的な形状変化による小規模な発生が予想される。

また、山崩れ、がけ崩れによる人家災害防止のため、県は、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、法面工、擁壁工等の急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進している。

市は、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

（１）本市における土砂災害警戒区域等は、（資料１－１－１）のとおりである。

（２）本市における山地災害危険地区は、（資料１－１－１）のとおりである。

２　計画の内容

（１）治山事業の推進

ア　国及び県は、自然環境の保全や景観に配慮しながら、森林が有する保水能力や土砂流出防止機能などを高めるための治山事業を国や県と連携して進める。

イ　市は、国の管理となっている砂防指定林地域以外における公私有林について、造林事業の奨励と伐採届け提出の励行等により、災害の未然防止を図る。

ウ　県及び市は、茶園等の造成により、道路への被害やがけ崩れ等の被害を及ぼさないよう指導するとともに、伐採後の植林促進を図る。

（２）砂防事業の推進

県は、土石流の発生するおそれのある渓流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、砂防設備の整備を実施する。

（３）急傾斜地の防災対策の推進

県は、急傾斜地崩壊危険区域における崩壊対策事業を早期に進めるとともに、その他の危険箇所についても調査を行い、必要に応じて急傾斜地崩壊危険区域指定を進める。

（４）土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

静岡県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時に、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル４相当情報）を発表する。

県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。

市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とし、「袋井市避難情報の判断・伝達マニュアル」により避難情報の発令を判断する。（資料２－３－１）

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を「袋井市避難情報の判断・伝達マニュアル」等に設定する。

また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

（５）警戒措置

ア　防災パトロールの実施

県及び市は、山・がけ崩れ等の災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるため、平素から危険予想箇所の実情を把握するためパトロールを実施する。

イ　避難措置の徹底

（ア）地域住民は、当該危険箇所の状況を常に把握するとともに、危険が予想されるときは、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所に避難する。

（イ）市は、気象予警報、降水量、区域内の状況を総合的に判断し「袋井市避難情報の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」により、危険個所の警戒巡視及び地域住民に対する高齢者等避難の広報を実施するほか、避難の指示又はその他市長が必要と認める事項を実施する。

（６）土砂災害警戒区域等の防災対策

ア　土砂災害警戒区域等の指定、公表

県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について土砂災害防止法の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。また、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市に通知するとともに、公表するものとする。

イ　土砂災害特別警戒区域における規制等

県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。

県及び市等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。

ウ　情報の収集及び伝達

市は、土砂災害警戒区域等の周辺の局所的な降雨状況を把握し土砂災害の予測等に活用するため、「静岡県土木総合防災情報システム（通称サイポスレーダー）」、「土砂災害警戒情報補足情報システム」及び気象庁の「地域気象観測システム」等の活用を図る。また、必要に応じて、土石流の発生を検知するワイヤーセンサー、地すべりの移動を把握する伸縮計等により、県と協力して情報の把握に努めるものとする。

エ　警戒又は避難を行うべき基準の設定

市が、警戒又は避難情報の発令を行うべき基準は、「袋井市避難情報の判断・伝達マニュアル」によるものとする。なお、市は、警戒避難基準には、湧水等前兆現象が生じている場合、自主的に警戒避難を行うことを住民に周知する。また、緊急時に住民の避難を促すサイレン又は同時通報用無線等の整備を図る。

オ　避難、救助

市は、避難情報の発令時及び災害発生時に、住民の迅速かつ的確な避難及び住民の救助を実施できるよう、避難路・避難場所・避難方法の設定・整備及び避難マニュアル・救助マニュアル等作成し、関係機関・住民等に周知する。なお、詳細については、本編第３章第７節「避難救出計画」のとおりとする。

カ　防災知識の普及及び土砂災害に対する防災訓練の実施

県及び市は、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、地域住民へ土砂災害ハザード

マップ又は広報紙を配布する。また、講演会、講習会、見学会等を開催し、周辺の関係住民に対し防災知識の普及に努める。

県は、インターネットによる土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。また、住民への周知のため、電子地図の提供等により、市を支援するものとする。

市は、県と連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

市及び地域住民は、台風・梅雨前線豪雨等を想定した避難・情報伝達訓練等を実施するなど、的確な避難行動がとれるよう努める。また、危険箇所・避難所・ハザード地図等表示板を設置し、注意喚起を促す。

キ　要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

土砂災害警戒区域内に位置し、袋井市地域防災計画にその名称及び所有地を定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設、教育施設、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設をいう、以下同じ。）（資料１－３－１、２）の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

また、市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれのある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときには、その旨を公表することができる。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

ク　緊急時の警戒避難を促進するため住民に周知させるべき事項

市は、土砂災害の危険のおそれがある地域住民に対し、県と協力して、土砂災害への危険性が高まった際の警戒・避難を促すための危険区域・発生原因・雨量情報等を住民に提供する。また、設定された避難路・避難所等の所在、サイレン、電話連絡網等住民への情報伝達方法や、避難のための「袋井市避難情報の判断・伝達マニュアル」について周知する。

ケ　事業者の対応

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

（７）山地災害危険地区対策

国及び県は、地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い「山地災害危険地区」について、市と連携して治山事業を推進する。

県及び市は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

また、県及び市は、毎年度、６月１日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林

の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。

あわせて、県及び市は、山地災害危険地区の情報を市民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取り組みを進める。

第５節　海岸保全災害防除計画

１　本市海岸の特徴

愛知県の伊良湖岬から御前崎まで約115kmの遠州灘海岸は、日本一の長さを誇っている。静岡県分は、湖西市から御前崎市の約70kmで、ほぼ北緯34度40分に沿って幅130m～250mの砂丘地帯があり、汀線に沿いクロマツを主とする海岸防災林が分布し、古来より悩まされてきた海岸災害から背後地を守る盾として営々と築き上げられてきたものである。

袋井市は、そのほぼ中央部に位置し、5.35kmの平坦な海岸線と約100m（少ないところでは約60m）の砂丘、その後方にＴＰ（東京湾平均海面）＋９m程度の第１防潮堤と幅約100m～130mの海岸防災林、第２防潮堤を有し、飛砂防止、塩害防止又台風の高潮、高波の防止に役立っている。

浅羽海岸は遠浅で海底勾配もゆるく砂丘が発達していたが、昭和30年代頃から、天竜川に多数のダムが築造され、また、河床の砂利採取が行われるようになり、遠州灘に流下する土砂量は大きく減少した。その結果、それまでは広がりつつあった砂丘は、一転して侵食に脅かされる状況になった。

この侵食対策については、「遠州灘沿岸保全対策促進期成同盟会」において協議し、抜本的な対策を検討していく。高波、高潮による被害の軽減を図るための対策についても検討していく。

２　整備事業

（１）海岸防災林造成事業

林帯自体の問題として、松くい虫（マツノザイセンチュウ）によるクロマツ枯損が増加しており、適正な林帯幅を確保することが困難となってきている。

平成26年度から“ふじのくに森の防潮堤づくり”を実施し、市が行う防潮堤整備事業（嵩上げ）と県が行う海岸防災林造成事業（植栽等）が連携し、機能回復を行っている。

（２）海岸保全事業

海岸防災林の成立基盤である砂浜の後退は、袋井市を含む遠州灘海岸一帯で近年顕著になっている。このような汀線の後退は、河川からの土砂供給量の減少が主な原因とみられている。前浜の侵食を防ぎ、防潮堤を保護する目的から、サンドバイパス（過剰な堆積土砂を砂浜の失われた海岸へ輸送すること）により、ある程度の成果を上げている。

また、遠州灘は、静岡県と愛知県にまたがるため、両県共同により「遠州灘沿岸海岸保全基本計画」が策定され、この計画に基づき海岸保全事業が実施されている。

３　高潮浸水想定区域の指定及び周知等

県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあり水防法に基づく高潮特別警戒水位を定める海岸のほか、高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表し、高潮浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

高潮浸水想定区域の指定に伴う実施事項は、本章第２節「河川災害予防計画」４のとおり。

市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第６節　農地災害防除計画

農地防災については、土地改良事業や湛水防除事業において、災害を未然に防止すべく十分な調査を行い、各種事業を進めている。主な事業は次のとおりである。

１　ため池等整備事業

農業用ため池の老朽化や、豪雨等による堤防の決壊被害が発生しているため、人家や公共施設等を下流域に持つ緊急度の高いものから、農村地域防災減災対策事業として、耐震豪雨照査を行い、その結果に基づき、必要に応じて、堤防の補強及び付帯構造物の改修を実施する。

また、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に実施し、地域の安全性の確保を図る。なお、国の採択基準に該当しないため池は、市単独事業として実施していく。市内のため池（農業用以外のため池も含む。）は、（資料１－１－７、８）のとおりである。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定するとともに、地震や豪雨・劣化による決壊を防止するため、調査及び防災工事を実施し、利用実態のないため池については廃止を進める。

また、市内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

（１）定期点検の頻度：１回／年

（２）定期点検を行う者：ため池の管理者

防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進する

２　湛水防除事業

この事業は低地で、排水河川の水位上昇により、排水不良となった地区において、排水機場、排水樋門等の改修を行い、予想される農地及び農業施設の湛水被害を未然に防止する事業であり、市内の湛水常襲区域に対し、県営事業等により、整備されたものである。（資料１－１－６）

機場名	所在地	受益面積 (ha)	ﾎﾟﾝﾌﾟ規模	完成年
袋井排水機場	袋井市袋井365	304	φ1500×３基 4.5㎥/s×３基=13.5㎥/s	S44
愛野排水機場	袋井市愛野1427-２	42	φ800×２基 1.256㎥/s×２基=2.512㎥/s	S49
柳原排水機場	袋井市高尾2749	376	φ900×２基 1.8㎥/s×２基=3.6㎥/s	S49
蟹田排水機場	袋井市松袋井339-３		φ1800×４基 7.0㎥/s×４基=28.0㎥/s	S53
鳥羽野排水機場	袋井市中1463-１	118	φ1100×２基、φ800×１基 2.3㎥/s×２基+1.4㎥/s=6.0㎥/s	S53 H12
江之端排水機場	袋井市梅山1936	652	φ1800×４基 6.5㎥/s×４基=26.0㎥/s	S48
中新田排水機場	袋井市中新田665		φ1200×３基 3.0㎥/s×３基=9.0㎥/s	S50

第７節　避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

１　避難情報の判断・伝達マニュアルの更新

（１）市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和３年５月）を踏ま

え、洪水、土砂災害に対する「袋井市避難情報の判断・伝達マニュアル」を県の技術的専門的な助言等を踏まえ、改正するよう努めるものとする。

具体的な、避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布（「洪水キキクル」）等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

（２）市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、本章第２節「河川災害予防計画」６において規定したタイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改正・策定に取り組むよう努めるものとする。

（３）市は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「袋井市避難情報の判断・伝達マニュアル」を県の技術的専門的な助言等を踏まえ、改正するよう努めるものとする。

２　住民への周知・意識啓発

（１）市は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知する。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は日頃から住民等への周知啓発に努める。また、市及び県は防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者や障がいのある人に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

（２）市は、住民等の「自らの命は自らが守る」意識を育むため、平時には、ハザードマップと一緒に、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、災害時にとるべき行動や適切な避難場所を確認するための「避難行動判定フロー」を確認することや、台風や豪雨による災害時に市町村から発令される避難情報（警戒レベル）について解説している「避難情報のポイント」を参考にすることを周知する。

また、避難とは「難」を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

（３）市は、住民等の逃げ遅れをなくすために、住民一人ひとりの避難行動計画であるマイ・タイムラインの作成に向けた住民等の取組を支援する。その際、マイ・タイムラインの検討は、自ら「知る」、「気づく」、「考える」等の場面の創出が重要であり、ワークショップ形式による検討が推奨されていることから、市は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第８節　住民の避難体制

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

１　避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発

市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとし、周知啓発に資するため、市及び県は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。

また、避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への

避難（立ち退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は日頃から住民等への周知啓発に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

市は県が推進する、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画（マイ・タイムライン）の作成を、県と連携し周知し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

２　避難地・避難路の周知啓発

市は、住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

３　避難地・避難路の安全性の向上

市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、総合的安全性の向上を図る。

（１）避難地

ア　避難地標識等による住民への周知

イ　周辺の緑化の促進

ウ　複数の進入口の整備

（２）避難路

ア　沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

イ　落下・倒壊物対策の推進

ウ　誘導標識、誘導灯の設置

エ　段差解消、誘導ブロックの設置

４　避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

（１）避難所の指定

避難所は、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

ア　市は、できるだけ浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得たうえで、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平時から場所や収容人員、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ　市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

ウ　市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ　市は、避難所の施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、トイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援する。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、市及び県は、感染症対策について、平時から避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、危機管理課と健康未来課、しあわせ推進課など保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公会堂等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

オ　市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資快適なトイレや災害時シャワーシステム等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

カ　市は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

キ　市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

ク　市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者に支援に必要な物資の備蓄に務めるものとする。

（２）二次的避難所の整備

ア　福祉避難所

市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。その際、要配慮者の要配慮特性に応じた受け入れができるよう、福祉避難所を確保するものとする。

また、市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。

市は、災害発生時において、円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関

係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。

加えて、市は災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・機材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ　二次的避難所

二次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により、健康に支障を来すと判断されるものを原則として７日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とする。

市及び県は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。また、事前に協定を結んだ宿泊施設では二次的避難所が不足する場合は速やかにその確保に努める。

５　避難地、避難所等の施設管理

（１）市

市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて住民等に対し、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

ア　避難所の管理者不在時の開設体制

イ　避難所を管理するための責任者の派遣

ウ　災害対策本部との連絡体制

エ　自主防災組織、施設管理者との協力体制

さらに、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

（２）学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園、保育所、認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡体制の構築を行う。

（３）不特定多数の者が利用する施設の管理者

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、県及び市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

第９節　避難誘導体制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知

に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平時から、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第 10 節　防災資機材等整備計画

１　主旨

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて防災資機材等を整備し、その機能を十分発揮させ、防災活動の円滑な実施ができるようにするため、常時におけるこれらの点検整備についての計画もあわせて明らかにするものである。

２　水防に必要な資器材の整備

市内の水防を十分に果たすため水防に必要な資材、器材を備蓄しておくものとする。その基本は県水防計画書第７章第１節「水防用資器材及び設備の整備」によるものとする。点検は毎年出水期前に行い、水防活動により備蓄数量が減少した場合においては速やかに補充整備を行うものとする。現有の水防倉庫、資器材は（資料５－１－８、９）のとおりである。

３　市における防災資機材の整備

市で保有する防災資機材は、コミュニュティ防災センター、各支部、各避難所等の防災倉庫に保管してあり、（資料５－３－５、６）のとおりである。防災訓練時等において職員への操作方法の熟知を兼ねた点検を実施するとともに、年次計画により順次整備充実を図るものとする。

また、市は資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

４　自主防災組織における資機材の整備

市は、自主防災組織が災害時にその機能を発揮できるよう、防災資機材等の助成を行うとともに、各自主防災組織の整備状況の点検、指導を行う。

第11節　水道施設災害予防計画

１　主旨

災害発生に伴う、断水・減水を最小限にとどめるため、市は水道施設の災害予防対策を計画的に策定する。

２　計画の内容

（１）水道施設の災害予防

重要施設の耐震化、近代化の計画的な整備を進める。

（２）体制面の災害予防

ア　袋井市災害時給水対策要綱等の各種マニュアルの作成及び修正を計画的に行う。

イ　職員に対する教育及び訓練を計画的に行う。

ウ　水道施設管理図、災害予防情報の整備を計画的に行う。

エ　水道用資材の規格の統一化を図る。

（３）災害対策用資材等の確保

応急給水用資材の確保を図る。

（４）応援協力体制の整備

各関係機関及び関係業界等と協定を締結する。

３　水道施設の災害予防

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲に配置されており、各施設は、多種多様な構造物、機器により構成されており、災害による断水・減水を最小限にとどめるため、重要施設の耐震化計画を作成し、施設の新設、更新計画に合わせて、計画的に整備を進める。

第12節　下水道施設災害予防計画

１　主旨

下水道施設の機能と安全確保の体制を整備し、災害発生に伴う下水道施設の被害を最小限にとどめる。

２　計画の内容（詳細は「下水道事業業務継続計画」を参照）

（１）既存施設の維持管理、耐震化及び耐水化

市は、下水道施設の維持管理にあたり、巡視及び点検を励行し、故障箇所の改善に努めるとともに、耐水化計画の策定をはじめとする浸水防止対策の改善を図る。また、袋井市公共下水道総合地震対策計画に基づき、計画的に耐震化を行う。

（２）設計及び工法

市は、下水道施設の建設計画時点から、設計及び施工方法について耐震対策を検討する。

（３）体制面の災害予防

ア　下水道台帳は、被害時の調査及び復旧の作業を円滑に行う上で重要な資料である。そのため、随時更新、複数管理（バックアップ）して、資料の安全性の向上を図る。

イ　袋井市災害時下水道排水対策要綱等の各種マニュアルの作成及び修正を計画的に行う。

ウ　職員に対する教育及び訓練を計画的に行う。

（４）災害対策用資材等の確保

ア　調査用機材及び応急措置用資材は、災害発生後直ちに使用できるように場所を定めて保管しておく。

イ　関連業者等にある応急用資材も災害時に協力が得られる体制にしておく。

（５）応援協力体制の整備

ア　災害対応組織

イ　災害対応協力体制

ウ　緊急時における連絡手段の確保

（６）情報収集・伝達と役割分担、連絡体制

市は、緊急時において的確な情報の収集に努められるよう、役割分担、連絡体制の整備をしておく。

３　関連施設の予防計画

農業集落排水施設の災害予防計画については、上記２「計画の内容」（１）、（２）、（５）、（６）に準じる。

第13節　倒木被害防除計画

市、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、市及び県は災害の未然防止のため、必要に応じて森林所有者施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第 14 節　盛土災害防除計画

市及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

また、市及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市の地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である「静岡県盛土等対策会議」を設置する。その下部組織として、現場レベルの地域部会を置き、県と市町等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第 15 節　停電予防計画

１　主旨

停電発生及びその被害拡大を最小限にとどめることを目的とする。

２　停電予防対策

（１）市は、市民に対し電気事業者と連携して、懐中電灯や電池、カセットコンロ等、停電に備えた備蓄の啓発に努める。

（２）市は、要配慮者利用施設に対し、電気事業者と協働して停電時の電源確保及び備蓄の啓発に努める。

（３）市は、電気事業者が実施する電気事故の防止における広報活動において、広報誌等の活用依頼があった場合、協力するよう努める。

３　情報共有

市は、電気事業者と平時から連携し、災害時のホットラインによる防災情報の収集・提供等相互連携体制の整備に努める。

第16節　ガス保安計画

１　主旨

都市ガス（「ガス事業法」（昭和 29 年法律第 51 号）に定める一般ガス事業、簡易ガス事業及び大口ガス事業に係るガスをいう。以下同じ。）及び高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）に定める高圧ガスをいう。以下同じ。）による災害発生及びその拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

２　ガス事業の現況

都市ガス事業者（ガス事業法に定める一般ガス事業者及び簡易ガス事業者をいう。以下同じ。）及び高圧ガス事業者並びにそれらの施設の状況は、（資料１－２－２、３）のとおりである。

３　ガス保安体制の整備

（１）保安規程の写しの提出

都市ガス事業者は、ガス事業法第 30 条の規定による保安規程の写しを市及び消防本部（署）に提出するものとする。

（２）ガス保安に係る連絡調整体制の整備

ア　市及び消防本部（署）並びにガス関係機関は、相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。

イ　都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者（「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和42年法律第149号）に定める販売事業者をいう。以下同じ。）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を消防本部（署）に提出する。

４　ガス保安施設の整備

（１）ガス遮断装置の設置

都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。

（２）ガス漏れ警報設備等の設置

都市ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留するおそれがある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

５　ガス災害の予防対策

（１）都市ガス

ア　都市ガス事業者は、ガスの製造施設、ガスホルダー、導管等のガス施設について保安規程等に定める基準に基づき巡視・点検及び検査を行う。

イ　都市ガス事業者は、災害予防のため、社員や協力会社等の関係者に対し、保安教育及び訓練を行い、安全意識の高揚に努める。

ウ　都市ガス事業者は、ガス導管の設置工事又は他工事に係る災害防止のため、土木建築関係者に対し、ガス管の敷設状態等ガス施設に関する知識の普及を図るとともに、設置工事等に際しては、関係工事会社と十分な連絡をとり、現場立会等を実施する。

エ　他工事業者は、他工事をするに際し、ガス導管にかかる災害を防止するため、あらかじめ都市ガス事業者と連絡、協議をするとともに、都市ガス事業者が行う保全のための措置に協力するものとする。

オ　都市ガス事業者は、一般消費者に対し、ガス事故防止のため設備の点検及びガス漏れ警報器等の設置を促進するとともに、常に安全知識の普及に努める。

（２）高圧ガス

ア　高圧ガス事業者及び県内高圧ガス保全団体は、高圧ガス施設の災害防止のため、設備点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。

イ　県は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、高圧ガス事業者の自主的保安活動を促進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成に努める。

ウ　防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。

エ　県及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため、消費者保安講習、啓発のためのパンフレットの配布、ラジオ・テレビ等によるＰＲを行う。

また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。

オ　消防本部（署）は、液化石油ガス設備工事の届出の受理及び高圧ガス消費者への立入検査を実施することにより、ガス事故発生の防止を図る。

第 17 節　道路、鉄道等災害防止計画

１　主旨

豪雨等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図ることを目的とする。

２　道路交通の災害予防計画

道路管理者は、豪雨等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。

（１）安全設備等の整備

（２）防災体制の確立（情報連絡を含む）

（３）異常気象時の通行規制区間の指定

（４）通行規制の実施及び解除

（５）通行規制の実施状況に関する広報

３　鉄道の災害予防計画

鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

（１）安全施設等の整備

ア　道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。

イ　路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。

（２）防災体制の確立

動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。

（３）異常気象時における運転の停止等

豪雨等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。中止等の基準は（資料３－３－３）のとおりである。

（４）運行規制の実施状況に関する広報

第 18 節　防災知識の普及計画

１　主　旨

被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に風水害等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

また、災害対策関係職員及び市内住民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、市は、多様な主体の係る地域コミュニティにおいて防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティの人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点からの防災知識の普及及び防災対策を推進する。

さらに、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

加えて、専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データ、を分かりやすく発信するよう努める。

市は、国及び県と連携し、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えるため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切な保存に努めるものとする。

２　普及の方法

市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、風水害と防災に関する市民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

（１）学校教育、社会教育を通じての普及

災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育全体を通じて防災教育の徹底を図る。また、学校等における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとし、住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。

住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の風水害の教訓等について、継続的な防災教育に努めるものとする。

（２）市職員及び関係者に対する普及

市職員及び関係者に対し、防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、緊急時における適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。

（３）広報紙等印刷物、同時通報用無線、広報車等による普及

市民等に対し、その時期に応じて広報紙等印刷物の作成配布、また同時通報用無線、広報車等による広報活動により、防災知識の普及並びに防災意識の高揚を図る。

（４）ホームページや講演会等による普及

防災週間、水防月間、津波防災の日、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日等を通じ、学校等の施設、事業所、自主防災組織並びに市民等に対し、動画や画像等の利用及び各種講演会等の開催によりその普及を図る。

（５）県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及

市民等に対し、静岡県ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。

３　普及すべき内容

（１）市は、防災知識の普及にあたっては、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。

ア　防災気象に関する知識

イ　防災の一般的知識

ウ　市地域防災計画の概要

エ　自主防災組織の意義

オ　災害時の心得

（ア）安全確保

（イ）災害情報等の聴取方法

（ウ）停電時の心構え

（エ）早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底

（オ）食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備

（カ）避難所の適正な運営

（キ）その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等

（ク）広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について

（ケ）家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動

カ　災害危険箇所に関する知識

キ　要配慮者及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮

（２）県及び市は、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

ア　浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

イ　決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、

関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ウ　地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。

エ　土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。

オ　山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

カ　高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

４　職員に対する防災教育

市は、気象、水防の知識、市の防災対策、災害救助措置等についての研修会、講習会を適宜開催して、災害時における適切な判断力と行動力の養成及び防災上必要な知識並びに技術の向上を図るものとする。

また、教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。

５　学校における防災教育・避難訓練

命を守る行動（避難）を実践的に学ぶことにより、「自らの命は自らが守る」意識が醸成された地域社会を構築するため、子どものころから地域の災害リスク等を知ることを目的として、防災関係機関（市（危機管理課、土木防災課、維持管理課）、河川・砂防担当部局（国・静岡県）、気象台等）の支援のもと、水害・土砂災害のリスクがあるすべての小・中学校において、毎年、梅雨や台風時期を迎える前までを目途に避難訓練と合わせ防災教育を実施する体制を構築する。

小学校、中学校における避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施にあたり、大規模氾濫減災協議会等による支援体制を構築する。

６　住民が主体となった地域の避難に関する取組強化（防災リーダーの育成等）

地域の人々の意見をまとめる地域のリーダーが、水害・土砂災害に関する専門的な知識を有しているとは限らないため、各地域における自助・共助の取組み（災害・避難カードの作成、地区防災計画の策定等）の適切かつ継続的な実施に向け、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーを育成する。

また、市は大規模氾濫減災協議会等を活用し、地域における住民避難の取組み支援の実績を有し、水害・土砂災害・防災気象情報に関する豊富な知見を有する専門家を共有化（リスト化）する。

第19節　防災のための調査研究

１　実施方針

市は、袋井市における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

また、自然災害におけるリスク指標など、新たに公表される災害予防に関する知見に関し、情報収集を図り、本市の災害予防に向け調査研究に努める。

（１）市の地形、地質的素因が自然的災害の発生にあたって、どのような反応を示すか調査検討する。

（２）古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査検討する。

（３）災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。

（４）今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。

（５）要防災の程度を区分する。

（６）要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。

災害の種類によっては、その地点、波及する範囲、被害の様相を予見することができるが、こうした防災基礎調査の活用は従来、軽視されがちであったため、結果的に大きな災害をもたらすことがあった。

このような点を改めるため、専門家の防災基礎調査を活用して概況の把握に努める。

（７）要防災地域の防災パトロールの実施

危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。

２　災害発生状況調査

市は、市内において発生した災害について、発生状況調査を行うとともに、過去の主な風水害の発生状況を整理し、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料を作成するものとする。また状況の把握に当たっては、必要に応じて無人航空機など最新の技術を活用した情報収集の可能性について調査・検討を行うものとする。

第20節　防災訓練

１　主旨

市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

また市は、県、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努める。

２　防災訓練の実施

災害が発生した場合において、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に法の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況から、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、概ね次の事項に重点をおき、市は、防災訓練を行うものとする。

防災訓練では、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、誰もが安全・安心に生活が出来るよう、様々な立場の視点から十分配慮するよう努める。

（１）水防
（２）消火
（３）交通規制
（４）道路啓開
（５）救出・救助
（６）医療救護
（７）避難・誘導
（８）通信情報連絡
（９）救助物資輸送
(10) 給水・炊き出し
(11) 応急復旧
(12) 遺体措置

３　防災関係者等の訓練実施

災害対策本部要員をはじめとした防災関係者は、各種防災知識を取得並びに体得し、災害時において速やかに応急措置等の活動ができるように、実際に即した個別訓練並びに連携訓練を実施するものとする。

４　救助・救急関係機関の連携

市、県及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

５　非常通信訓練

災害時において、各地区防災拠点と市災害対策本部並びに市災害対策本部と静岡県西部地域局（以下「県西部地域局」という。）、防災関係機関及び隣接市町相互における災害通報及び情報発信が、迅速かつ正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

６　防災訓練のための交通の禁止又は制限

県警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で道路交通法に基づく交通規制を実施することができる。

市は、各防災関係機関と協議の上、その必要があるときは、防災訓練のための交通の禁止又は制限を県警察へ申請する。

７　防災訓練実施後の評価等

防災訓練後には、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第21節　自主防災組織の育成

１　主旨

風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、市、消防機関、警察署等関係機関の災害初期における防災対応が著しく低下し、防災活動が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に広域被災が予想される南海トラフ巨大地震等に際しては、このおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動が必要であり、またこの活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。したがって、当面南海トラフ巨大地震等への対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

２　自主防災組織の概要

（１）組織

自治会等を活用し、防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、県及び市は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の３割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。

（２）編成

組織には、消火班、救出・救助班、救護・搬送班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。

（３）活動内容

ア　平時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、非常持出品の整備、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。

イ　災害時の活動

市災害対策本部の各支部との連携を密にし、地域の警戒、被害状況の把握、情報の収集・伝達、救出・救助、負傷者の応急救護・搬送、避難命令の伝達及び避難誘導、避難所の立ち上げ、在宅避難者の支援等

を行うとともに、社会秩序の維持、市指定避難地・避難所の運営、救援物資の配分作業等に協力する。

３　推進方法

市は、地域住民に対して自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに、防災資機材等の整備についての助成を行う。

また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

消防団や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を始動できる人材の育成に努める。

４　研修会等の開催

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの育成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を始動できる人材の育成に努める。

第22節　事業所等の防災活動

１　事業所等における防災活動の概要

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平時から次の事項について努めなければならない。

（１）従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。

（２）自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全を確保すること。

（３）発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。

（４）災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市が実施する防災に関する施策に協力すること。

（５）豪雨や、暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

２　平時からの防災活動の概要

（１）防災訓練

（２）従業員等の防災教育

（３）情報の収集、伝達体制の確立

（４）火災その他災害予防対策

（５）避難対策の確立

（６）救出及び応急救護等

（７）飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

（８）施設及び設備の耐震性の確保

（９）予想被害からの復旧計画策定

(10) 各計画の点検・見直し

３　事業所の防災力向上の促進

市は、事業所を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

また、市は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。

県、市、商工会議所及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

４　事業継続計画（ＢＣＰ）の取組

事業所等は、事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのＢＣＰの策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第23節　ボランティア活動に関する計画

１　主旨

市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図るものとする。また、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、その環境整備を図るものとする。

２　ボランティア活動の支援

市及び県は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

社会福祉法人袋井市社会福祉協議会は、袋井市及び社会福祉法人静岡県社会福祉協議会、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の推進を図る。

また、市災害ボランティアセンターで活動する災害ボランティアコーディネーターと連携した訓練や質的向上のための研修の実施等を計画する。

市及び県は、避難生活支援リーダー/サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

３　ボランティアコーディネーターとの連携

市は、災害ボランティアに対する情報の提供、配備調整等を行う災害ボランティアコーディネーターとの連携に努めるものとする。

また、市は、国及び県とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、ＮＰＯ、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、平時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

４　ボランティア活動経費の確保

市は、市災害ボランティアセンターで活用する資機材の整備や初動経費の事前準備に努めるなど、事前に災害ボランティアコーディネーターを活用できる環境を創る。

第24節　要配慮者支援計画

１　主旨

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に

応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することを目的とする。

２　要配慮者支援体制の整備

（１）要配慮者支援体制

市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、危機管理課としあわせ推進課など福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、袋井市避難行動要支援者計画（資料２－５－１）に基づき、要配慮者に関する情報を共有し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等要配慮者の避難支援体制を整備する。

地域においては、市のみでなく、自主防災組織が中心となり、次に掲げる関係機関・団体等（以下「避難支援等関係者」という。）が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努めるものとする。

また、県は、ＤＷＡＴ（災害派遣福祉チーム）や災害支援ナース及び応援職員（福祉関係職員等）の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。

ア　行政機関

警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等

イ　地域組織

自治会、自主防災組織等

ウ　福祉関係者、福祉関係団体

民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等

（２）避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等

市は、袋井市に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。

市は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を、袋井市地域防災計画に基づき、危機管理課としあわせ推進課など福祉担当部局との連携の下、作成する。

市は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、NPO、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じて提供する。

上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

市は、袋井市地域防災計画に基づき、危機管理課、しあわせ推進課などの福祉担当部局や関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な

管理に努めるものとする。

市は、袋井市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、積極的に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう努める。

また、福祉関係者等が担当する高齢者や障がい者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらえるよう促す。

（３）避難行動要支援者名簿の作成等

ア　避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とする。

（ア）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号身体障害者障害程度等級表の１級又は２級に該当する者のうち、視覚障害、聴覚障害、呼吸障害、下肢機能障害、体幹機能障害、四肢機能障害、上下肢機能障害の者

（イ）「療育手帳制度について」（昭和48年９月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について（昭和48年９月27日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちＡの判定を受けている者

（ウ）介護保険法（平成９年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護３以上の判定を受けている者（ただし、施設等の入所者を除く。）

（エ）前各号に準じる状態にあると認められる者

イ　避難行動要支援者名簿情報と入手方法

市は、避難行動要支援者名簿に、氏名、生年月日、性別、住所（又は居所）、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項を記載、又は記録するものとする。

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努める。

ウ　避難行動要支援者名簿の更新

市は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。

エ　避難行動要支援者名簿情報の提供と情報の管理

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（ア）当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

（イ）法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。

（ウ）避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導す

る。

（エ）避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

（オ）避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

（４）要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置し、袋井市地域防災計画にその名称及び所有地を定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設、教育施設、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設をいう、以下同じ。）（資料１－３－１、２）の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時及び急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時及び急傾斜地の崩壊等が発生するおそれのある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。

県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

（５）観光客の安全確保

市は、県及び関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や在宅の支援等、市が行う観光客への安全対策を促進するものとする。

（６）防災訓練

市は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施するものとする。

（７）人材の確保

市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、外国語通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努めるものとする。

（８）協働による支援

市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体、国際交流団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結するものとする。

（９）避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。

(10) 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第25節　救助・救急活動に関する計画

１　連絡体制の整備

市は、大規模災害及び特殊災害（以下この節において「大規模災害等」という。）に対応するため、高度な技術、資機材を有する救助隊の整備を推進し、袋井消防本部との迅速な連絡体制を構築する。

２　救助・救急体制の整備

袋井消防本部は、大規模災害等における的確な対応に向け、次の業務を推進する。

（１）救助・救急活動に必要な車両及び資機材の整備を推進する。

（２）救助隊員及び救急隊員に対し、知識、技術の向上のための教育訓練を実施する。

（３）高度な技術、資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第26節　応急仮設住宅・災害廃棄物処理

１　建設型応急住宅

県及び市は、建設型応急住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。（資料５－３－８）

２　賃貸型応急住宅

県及び市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

３　災害廃棄物処理

県及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、県及び市は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

市は、災害廃棄物対策指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

県及び市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

第27節　重要施設・ライフラインの機能確保に関する計画

１　市

緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、静岡県石油業協同組合袋井支部福油会と締結した「災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、市が別途指定したもの）、並びに市有車両、市施設の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。

市が管理する公共施設等については、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努め、定期的な災害復旧訓練の実施、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保育成に取り組むものとする。

２　重要施設の管理者

（１）市及び県、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動自動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行うとともに、平時から点検、訓練等に努めるものとする。

特に災害拠点病院等の人命に係る重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することする。

また、病院、要配慮者に係る社会福祉施設等の人命に係る重要施設の管理者は、事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

（２）市、県及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、災害時の対応に向けた意見交換の場を設けることや、平時から受注機会の増加に配慮する等により、連携を強化する。

市は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。

（３）市、県及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

３　ライフライン事業者

（１）災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。

（２）ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

なお、電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

（３）被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。

（４）水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、大型発電機やその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。また、下水道ＢＣＰの見直しを随時行うものとする。

第28節　被災者生活再建支援に関する計画

１　人員育成

（１）県は市町に対し住家被害の調査や担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

（２）研修を受講した担当者の名簿への登録、他の都道府県や土地家屋調査士や不動産鑑定士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

２　実施体制の整備

県は、ＮＰＯなど民間のコーディネートを行う災害中間支援組織等との情報共有や課題の解決策の相談・検討を行う「被災者支援連絡会」を設置し、平時から官民の関係者が連携する研修会等を企画、実施する。

市は災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め次の事項を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

（１）住家被害の調査及び罹災証明書の交付訓練

（２）他の地方公共団体や、土地家屋調査士や不動産鑑定士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結

（３）応援の受入れ体制の構築

３　システムの活用

市は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該事業の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

４　被災状況の把握

市は、「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、県へ必要事項を報告する必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携し、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。

被災者が自らに適した支援制度を活用し、生活再建に取り組むことが出来るよう、「総合相談窓口」の開設など、相談や見守りの機会を提供する。県は、これらの体制整備及び市の被災者支援に関する活動を支援する。

第29節　男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市及び県は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、県男女共同参画センターを地域における防災活動の推進を図るための施設として活用できるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、危機管理課と協働まちづくり課が連携し、明確化しておくよう努めるものとする。

第30節　災害に強いまちづくり

市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導や避難に必要な施設の整備に加え、水田の貯留機能を活用した洪水抑制などの自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び森の防潮堤づくりなどの「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

市は、平時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

さらに、市及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

第31節　市の業務継続に関する計画

１　業務継続体制の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源

の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

２　業務継続計画等において定めておく事項

市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

（１） 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
（２） 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
（３） 電気・水・食料等の確保
（４） 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
（５） 重要な行政データのバックアップ
（６） 非常時優先業務の整理

第32節　複合災害対策

市は、地震、津波、原子力災害、風水害等の複合災害（同時又は避難して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

また、後発災害が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

また、新型コロナウイルスなど各種感染症対策を包含した様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第３章　災害応急対策計画

第１節　総則

１　主旨

この計画は、市が指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（各機関の詳細は、一般対策編　第１章　第３節「市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に記載）の協力を得て災害応急対策を実施するときの実施計画とし、おおむね次の場合の措置とする。

（１）法第５条（市町村の責務）の規定に基づき、市の責務として実施する場合の措置

（２）法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）の規定に基づき、他の市町村長等に対して応援を要求する場合の措置

（３）法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）の規定に基づき、知事等に対して応援を要求する場合の措置

（４）法第68条の２（災害派遣の要請の要求等）の規定に基づき、知事に対して災害派遣の要請の要求をする場合の措置

２　市地域防災計画と県地域防災計画との関係

法第42条（市町村地域防災計画）では、市町村地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にあるため、市地域防災計画では、県と協力し、市が災害応急対策を実施するにあたって留意する事項について定める。

３　市の行う措置

法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき市が行う応急措置はおおむね次のとおりである。

（１）警報の発表及び伝達並びに避難の指示に関する事項

（２）消防、水防その他の応急措置に関する事項

（３）被災者の救難、救助その他保護に関する事項

（４）災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

（５）施設及び設備の応急の復旧に関する事項

（６）清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

（７）犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

（８）緊急輸送の確保に関する事項

（９）「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく措置（緊急調査）

(10) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に関する事項

４　防災業務計画と市地域防災計画との関係

市地域防災計画は、指定行政機関（法第２条第３号に規定する指定行政機関をいう。）及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつ、できるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとする。

５　この計画を理解し、実施するための留意事項

（１）関係法律との関係

法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

（２）相互協力

法第４条（都道府県の責務）、第５条（市町村の責務）、第６条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第７条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。

この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することと

し、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。

市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市及び県は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、県、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

（３）市長の要請について

市長は、市地域防災計画に基づき、災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して連絡要請をするものとする。

連絡要請は、電話等を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお、電話等で要請した事項については、事後正式書面により処理する。

（４）市長の関係者への連絡周知について

市長は、県がふじのくに危機管理計画（地域防災対策編）に基づき施設、物資等のあっせんを行うにあたり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所用の配慮をしておく。

（５）応援の指揮系統

法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより、応援に従事する者は市町村長の指揮の下に行動する。

（６）協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾にあたっては、特に混乱しやすい災害時であり、責任の所在が不明確になりがちであるので、市、県、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか、次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意する。

ア　機関名

イ　所属部課名

ウ　氏名

（７）従事命令等の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、市長は必要に応じ従事命令等強制権を発動することとしているが、その行使にあたっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておく。

（８）標示等

災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、ふじのくに危機管理計画（地域防災対策編）及びこの計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定にあたっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。

（９）知事による応急措置の代行

法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、この計画の定めるところより行う。

(10) 経費負担

ア　災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより災害救助法等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担する。

イ　県が市長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町村若しくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算する。

(11) 災害救助法に基づく事務手続き等

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合、知事は法定受託事務として、国にかわり救助を実施する。知事は、迅速な救助の必要性を認めるとき、市長に応急救助の実施を通知することができ、市長は、通知を受けた応急救助事務を実施しなければならない。

このため、災害救助法が適用された場合の事務手続については、県が作成する「災害救助の手引き」に基づき処理する。

なお、一般対策編第３章第６節「災害救助法の適用計画」以下各節に示す、災害救助法に基づく市の実施事項等は、事務の取扱上の目標として示したものであり、市の実施する事項は、災害救助法が適用されなくても同程度の災害が発生した場合においても、この計画に準じて実施する。

(12) 活動体制

市及び県は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

第２節　組織計画

１　主旨

この計画は、市の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

２　災害対策組織

（１）袋井市防災会議

ア　編成

（資料２－１－３）のとおりとする。

イ　運営

袋井市防災会議条例（平成17年袋井市条例第155号）及び袋井市防災会議運営要領の定めるところによる。（資料２－１－１、２）

（２）袋井市災害対策本部

ア　編成

（資料２－２－５）のとおりとする。

イ　設置基準

（ア）大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、市長がその対策を必要と認めるとき。

（イ）その他災害の態様等により、市長が設置を必要と認めるとき。

ウ　運営

袋井市災害対策本部条例（平成17年袋井市条例第156号）及び袋井市災害対策本部運営要領の定めるところによる。（資料２－２－３、４）

（３）袋井市水防本部

袋井市水防本部（以下「水防本部」という。）の組織等に関し必要な事項は、本章第４節「水防計画」の定めるところによる。

ただし、袋井市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）が設置されたときは、その組織に統合される。

（４）その他

ア　標識

本部活動を円滑に進めるため、（資料２－２－６）のとおり標識を定めるものとする。

イ　本部職員の証票

市災害対策本部職員の証票は、袋井市職員服務規程に基づき交付されている職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第２項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も

本証で兼ねる。

第３節　動員計画

１　主旨

この計画は、市長が動員を指示若しくは命令又は要請する場合の対象者、実施時期及び実施方法を明らかにし、応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

２　動員の実施基準

（１）動員（要請）の時期

市長が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる。なお、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

（２）動員（要請）対象者

ア　市職員（消防職員・一部事務組合職員を含む。）

イ　消防（水防）団員

ウ　警察官

エ　自衛官

オ　海上保安官

カ　医師、歯科医師及び薬剤師

キ　災害時看護ボランティア（保健師、助産師、看護師）

ク　土木技術者及び建築技術者

ケ　大工、左官及びとび職

コ　土木業者及び建築業者並びにこれらの者の従事者

３　実施方法

（１）市職員の動員

ア　市職員の動員に関する緊急連絡網は、「袋井市災害対策本部編成表」による。なお、職員は、指定された場所への途上において確認した被害状況等について、到着後直ちに所属長に報告する。

イ　市は、職員が現地において円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

ウ　市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。

エ　市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

（２）消防（水防）団員の動員

動員は原則として、消防（水防）団を統括する消防（水防）団長に対して行う。

（３）警察官の応援動員要請

警察官の応援動員を必要とする場合は、袋井警察署長に対して出動を要請する。

（４）自衛隊の派遣要請の要求

自衛隊の派遣要請の要求に関し必要な事項は、本章第16節「自衛隊派遣要請の要求計画」の定めるところによる。

（５）海上保安庁の支援要請の依頼

海上保安庁への支援要請の依頼に関し必要な事項は、一般対策編第３章第28節「海上保安庁に対する支援要請依頼計画」の定めるところによる。

（６）医療従事者の応援動員要請（従事命令を含む。）

医師、歯科医師、薬剤師及び災害時看護ボランティア（保健師、助産師、看護師）の応援動員に関し必要な事項は、一般対策編第３章第14節「医療・助産計画」の定めるところによる。

（７）土木業者、建設業者及び技術者等の応援動員要請（従事命令を含む。）

動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿等を参照して当該応援動員対象業者又は個人に直接若しくは当該業者の所属する一般社団法人袋井建設業協会に対して行う。

（８）関係機関等への協力要請

ア　災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請することができる。

（ア）派遣を要請する理由

（イ）派遣を要請する職員の職種別人員数

（ウ）派遣を必要とする期間

（エ）派遣される職員の給与その他の勤務条件

（オ）その他職員の派遣について必要な事項

イ　法第30条の規定に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

（ア）派遣のあっせんを求める理由

（イ）派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

（ウ）派遣を必要とする期間

（エ）派遣される職員の給与その他の勤務条件

（オ）その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

ウ　市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

エ　市は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

オ　法第70条第３項の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長等に対し、応急措置の実施を要請することができる。

カ　法第74条の３の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長に対し、応援を求め又は災害応急対策の実施を要請することができる。

キ　上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。

ク　市は、県が派遣する「市町支援機動班」に対し、市が求める支援内容を伝え、必要な支援を求める。

（９）受入体制の確立

ア　すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。

イ　応援動員を受ける場合は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

ウ　市及び県は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するもの

とする。

エ　市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

オ　市町は、あらかじめ人的応援の受け入れに関する受援計画を作成し、応援職員等の受入体制の整備に努めるものとする。

(10) 県からの応援動員要請（従事命令を含む。）に基づき派遣されたもの（災害救助法施行令第10条による。）に対する指揮は、原則として応援を受ける市長が行うものとし、それによることが不可能又は困難な場合、また、適当でない場合はその都度知事が指示するものとする。

第４節　水防計画

１　主旨

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）及び法の趣旨に基づき、市の水防体制、水防上必要な情報の収集、予警報の伝達、避難、水防資機材の整備運用等の水防活動及び水防管理団体が行う水防の計画基準等について定め、各河川、海岸の洪水又は高潮（津波を含む。）による災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、「袋井市水防計画」による。

２　水防組織

水防管理者（市長）は、水防業務に関係ある気象の予報・注意報・警報等により洪水等のおそれがあると認められたときから洪水等による危険がなくなったと認められるまでの間、「袋井市水防計画」に基づき、水防本部を設置し、水防活動を実施する。ただし、市災害対策本部が設置された場合は、その組織に統合されるものとする。

３　配備基準

水防本部設置前の配備態勢は、袋井市水防本部配備態勢で定める態勢であり、配備の種別と配備基準は、次のとおりである。

配備の種別	配備基準
事前配備態勢	気象業務法に基づく大雨警報、洪水警報のいずれかが発表されたとき。 時間雨量がおおむね 30 ㎜を超えたとき又は降り始めからおおむね 100 ㎜を超えたとき。 その他の状況により危機管理部長の指示があったとき。
準備態勢	気象業務法に基づく大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、災害が発生するおそれがあり、危機管理部長の指示があったとき。 その他の状況により危機管理部長の指示があったとき。 津波注意報、警報が発表されたとき。

４　本部の設置等

（１）水防管理者（市長）は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときから、その危険がなくなるまでの間、水防本部を設置し、水防本部長として本部を統括する。

水防本部の設置態勢は、袋井市水防本部配備態勢で定める態勢であり、配備種別と配備基準は次のとおりとする。

配備の種別	配備基準
第一次配備	気象業務法に基づく大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、相当の災害が発生するおそれがあり、本部長の指示があったとき。 大津波警報が発表されたとき。
第二次配備	第一次配備態勢では対応できない災害が発生するおそれがあり、本部長の指示があったとき。
第三次配備	市全域にわたって大きな災害が発生し、若しくは発生のおそれのあるとき又は全域でなくても被害が特に甚大と予測され、その対策が必要と本部長の指示があったとき。 大規模な災害により市全域に被害があり、各部の総力をあげて活動する必要があると本部長の指示があったとき。

（２）水防本部の設置

ア　袋井市防災センターに水防本部を設置し、必要に応じて支部を設置する。

イ　水防本部の庶務は危機管理課において処理する。

５　水防本部の組織及び事務分掌

水防本部の組織は袋井市水防本部編成図のとおりとし、事務分掌は、袋井市水防本部配備態勢の定めるところによる。

（１）水防本部長は、市長をもって充てる。

（２）水防副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

（３）水防本部員は、水防を所掌する関係部長をもって充てる。

（４）各班の班長には、水防を所掌する関係課長をもって充てる。

６　本部の廃止

水防本部長は、水害応急対策が完了したと認めたとき、被害がなく河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に至ったとき又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防本部を廃止する。

７　活動

水防本部の活動は、次のとおりとする。

（１）重要水防箇所の把握と水門の操作

（２）雨量又は水位状況の観測及び通報

（３）出動及び水防作業

（４）水防活動用設備及び資機材の整備

（５）他の水防機関が実施する活動への協力等

８　水防倉庫及び水防資機材の整備

円滑な水防活動を実施するための各河川に水防倉庫を整備し、水防活動用資機材の必要数量を補完し、定期的に点検を行う。

９　その他事項

重要水防箇所、通信連絡、非常配備、水防信号等、水防活動の実施に必要な事項は、「袋井市水防計画」による。

第５節　通信情報計画

１　主旨

この計画は、市、県及び防災関係機関との通信系統を明らかにするとともに、市の実施すべき事項及び関係機関の協力事項を明記して、情報連絡が円滑に行われるよう措置することを目的とする。

市、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を、大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図り、情報伝達体制の確保に努めるものとする。

市、県及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるものとする。

市、県及び防災関係機関は、災害時に災害対応基本共有情報（ＥＥＩ）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

２　気象等の予報、警報の伝達体制及び周知方法

（１）県その他関係機関より受信した気象等の予報・警報（特別警報を含む）は、必要に応じ同時通報用無線、広報車等により住民に周知するものとし、可能な限り避難行動要支援者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。

また、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すると共に、避難情報等については、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

（２）気象業務法に基づく、気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、（資料３－３－１）のとおりである。
（３）水防予警報の収集及び伝達は、前節「水防計画」に定めるところによる。
（４）災害の発生するおそれがある異常な現象（異常水位、土地隆起、がけ・山崩れ、竜巻、強い降雹、頻発地震等）を発見した者は、その概況を速やかに市、消防本部（署）又は袋井警察署に通報する。
　市は、竜巻等を発見した通報を受けた場合は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。

３　災害通信系統等

（１）情報の伝達は、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。
（２）災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のため、県、市及び関係機関とを結ぶ通信系統は（資料３－１－１）による。
（３）県から伝達される各種災害通信の受理は、県防災行政無線（ファクシミリ）により、勤務時間内においては、危機管理課、勤務時間外及び休日等においては、宿直者又は日直者が行う。なお、市災害対策本部設置後においては、市災害対策本部において受理する。
（４）市災害対策本部要員等に対する伝達は、勤務時間内においては、庁内放送やメール、携帯電話メール（職員緊急メール）、電話等により行い、勤務時間外においては別に定める連絡系統図により必要な職員に連絡する。（資料３－１－２、３）
（５）市災害対策本部設置後における各種情報の収集・共有は、袋井市災害対応支援システムを活用する。
（６）通信途絶時における措置
　有線通信途絶時においては、県及び県下市町間の連絡には、県防災行政無線を利用する。
　また、市内防災拠点及び防災関係機関との連絡には、地域防災無線により通信活動を行うものとする。
　さらに、消防無線の活用及びアマチュア無線クラブ等の協力を得て、効果的な運用を図るものとする。

４　被害状況等の報告

（１）市長に対する報告
　ア　災害情報及び被害状況報告は、災害応急対策を確実かつ迅速に実施する基礎となるものであることから、各部長は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して、（資料３－５－１～４）により市長に報告する。
　　被害状況の報告事項は、次のとおりとする。
　（ア）災害の原因
　（イ）災害が発生した日時
　（ウ）災害が発生した場所又は地域
　（エ）被害の程度
　（オ）災害に対してとられた措置
　（カ）その他必要な事項
　イ　袋井警察署長は、災害情報を市長に報告する。
（２）知事に対する報告等
　市長は、静岡県災害対策本部西部方面本部長を経て、県本部長（知事）に報告する。報告の方法は、原則として県防災行政無線、電話をもって随時及び定時に行い、最終報告は文書をもって行う。
　ただし、静岡県西部方面本部（西部地域局）（以下「県西部方面本部（西部地域局）」という。）に連絡がつかない場合は県本部長（知事）に、県本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。なお、連絡がつき次第、県本部長及び県西部方面本部（西部地域局）にも報告する。
　ア　報告すべき災害
　（ア）災害救助法の適用基準に達したもの又は達するおそれのあるもの
　（イ）市が災害対策本部を設置したもの
　（ウ）災害による被害に対し、国の財政援助を要するもの
　（エ）その他災害の状況及び社会的影響から判断し、報告する必要があると認めるもの

（オ）「火災・災害等速報要領」で定める「速報基準」に該当するもの

イ　被害状況等の報告

（ア）災害発生報告

災害が発生した場合、直ちに日時、場所、原因、被害の概要等を通報する。

（イ）被害速報（随時）

災害が発生したときから応急措置が完了するまで、（資料３－６－１）に定める「被害程度の認定基準」に基づき、（資料３－６－２）「被害速報（随時）」により県西部方面本部に報告する。また、被害規模を早期に把握するため、市長は１１９番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し県西部本面本部に報告する。

（ウ）定時報告

県西部方面本部が定めた時間に、可能な限り最新の被害状況を把握し、（資料３－６－３）「災害定時及び確定報告書」により報告する。

（エ）確定報告

市長は、被害状況確定後、速やかに（資料３－６－３）「災害定時及び確定報告書」により県西部方面本部長（西部地域局長）を経由し、本部長（知事）に文書をもって報告する。

ウ　知事に対する要請

知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。

行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。

（３）内閣総理大臣に対する報告

法第53条第２項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告すべき災害は、①県が災害対策本部を設置した災害、②災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害、③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。

ただし、大規模な災害等や社会的に影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。中でも、交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生するおそれのある場合には、当該災害等（以下「特定事故災害等」という。）が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。

把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害時の状況の変化にしたがい、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。

市が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じて行うものとする。

なお、内閣総理大臣への報告は、県からは消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。また、中央防災会議へは、内閣総理大臣から通報することとされているところである。

報告基準は次の基準に該当するものとする。

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　市が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２都道府県以上にまたがるもので１の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの

エ　災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

オ　災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

カ　地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度４以上を記録したもの

キ　その他災害の状況及びそれらが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

（消防庁応急対策室）

区　分		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	ＮＴＴ有線
平　日 (9:30～18:15)	電　話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	ＦＡＸ	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電　話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	ＦＡＸ	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

（４）市防災会議に対する報告

必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、市防災会議に報告するものとする。

（５）被害の調査（罹災台帳）（罹災証明書）

被害状況の調査にあたっては調査担当員を現地に派遣し、関係機関の協力を得て調査を実施するとともに、罹災台帳を整備し、必要があるときは、罹災証明書を発行する。（資料５－２－２）

なお、被害状況から明らかに損壊割合が準半壊に至らない自己判定方式の場合は、現地調査を省略することができる。

第６節　災害広報計画

１　主旨

この計画は、災害時における県、防災関係機関及び報道機関との協力体制を定め、市民に正しい情報を正確かつ迅速に提供して人心の安定を図るとともに、必要に応じ国会及び中央諸官庁に対し災害情報資料を提供し、広報活動の万全を期することを目的とする。

その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

市、県及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

２　広報の内容等

災害初期における各種の混乱防止、人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に基づき、避難地の住民及びその他の者に対して次の内容の広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施するものとする。

（１）気象、水象に関する情報
（２）避難誘導その他の注意事項
（３）道路交通状況
（４）交通機関の運行状況
（５）電気、ガス、上水道、下水道、電話等の状況
（６）医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連の情報
（７）市及び防災関係機関の対応状況並びに復旧見込み
（８）その他、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

３　情報収集及び広報方法

（１）災害広報体制の確立

ア　災害が発生した場合、市災害対策本部各班は、それぞれの所管する項目における被災地等の状況を分担又は協力してカメラ等により取材記録するとともに、被害状況を市長に報告する。

（ア）土木災害の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・建設班
（イ）農業災害の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・農政班

（ウ）教育施設の災害状況・・・・・・・・・・・・・・・・・教育総務班
（エ）上水道・下水道施設の災害状況・・・・・・・・・・・上水道班、下水道班
（オ）罹災証明、市税の減免措置等に関係する状況　・・・・調査班
（カ）被害状況調査等の集計に関すること・・・・・・・・・経理財政班
（キ）その他市管理施設又は所管事項に関する災害状況・・・被災施設を管理又は所管事項担当班
（ク）全般的災害状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・消防署（本部）

イ　情報班は、市災害対策本部の各支部、県、防災関係機関から災害情報及び被害状況等を収集し、総務班に引き継ぐ。

ウ　総務班は、情報班からの情報をまとめ、統括班に報告する。統括班は、その情報を市長に報告するとともに、上記アの各班からの報告内容を含めた各種情報の連絡調整を行い、関係各部、各班、各支部、県、防災関係機関等への必要な措置に関する指示及び協力要請を行う。

エ　広報班は、統括班、総務班及び経理財政班との連絡を密にして災害情報及び被害情報を迅速、正確に収集し、市民等に対する通報又は発表の体制を整えるものとする。

オ　広報班は、災害情報及び被害状況の推移に関しては、市民及び報道機関に対するだけでなく、一般職員に対しても職員緊急メール、袋井市災害対応支援システム、文書等により周知するものとする。

また、防災拠点施設等に対しては、情報班と連携して地域防災無線、電話、ＦＡＸ等により連絡する。

（２）報道機関に対する情報発表

ア　報道対応責任者

市（災害対策本部）が報道機関に対応する場合の総括責任者は、企画部長とする。

イ　情報発表内容等

（ア）収集された災害情報及び被害状況の提供
（イ）市の災害対策における重点事項及び要請事項
（ウ）報道機関の取材及び放送依頼に対しての協力

ウ　情報発表方法

報道機関に対する正式情報の発表は、庁内の適当な場所に設置する報道機関詰所兼臨時共同記者会見場にて行う。

ただし、比較的被害の少ない災害においては、企画部長の判断により個別に情報発表を行うものとし、この場合の情報発表者は広報班長とする。

（３）市民等に対する情報発表

ア　市の広報媒体の活用

市（災害対策本部）が災害応急対策上必要な事項を市民に対して周知する場合は、次に掲げる各種の媒体を活用して行うものとし、停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。

（ア）同時通報用無線による広報
（イ）袋井市情報配信サービス「メローねっと」による広報
（ウ）臨時災害放送局（ＦＭラジオ放送）による広報
（エ）市ホームページへの掲載
（オ）広報車（消防団車両を含む。）等の現地派遣
（カ）「広報ふくろい」への掲載
（キ）班内回覧による周知
（ク）ポスター、チラシ類の作成
（ケ）災害記録写真グラフ等の発刊
（コ）その他

イ　自主防災組織等の活用

各自主防災組織及び避難所等への避難住民等に対する情報提供及び要請事項等については、市災害対策本部の支部からそれぞれの連絡責任者を通じて連絡するとともに、必要事項については、掲示等の措置を

するよう依頼する。

（４）県に対する広報の要請

県に対して県広報媒体（ラジオ、テレビ放送等）による広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて県西部方面本部を通じて行う。

（５）県及び外部機関からの広報事項の受領

市（災害対策本部）は、県及び外部機関から災害対策に関する事項について、市の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領し、その広報に必要な媒体を活用するものとする。ただし、市以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議するものとする。

（６）報道機関及び防災関係機関等からの災害記録写真の収集

市（災害対策本部）が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関及び防災関係機関等が撮影したものについて提供を依頼する。

４　経費負担区分

（１）広報媒体活用の場合の経費

ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議して定める。

（２）県及び外部機関からの広報事項の受領をした場合の経費

県及び外部機関からの広報事項の受領をした場合の経費は、受領時においてその都度協議して定める。

（３）報道機関及び防災関係機関等から収集する災害記録写真の経費

報道機関及び防災関係機関等から収集する場合に要する経費は、市が負担するものとする。

５　被災者の安否に関する情報の提供等

市は、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集･提供システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。

また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、静岡県が定める「災害時における安否不明者の氏名等の公表について(方針)」、「災害時における行方不明者の氏名等の公表について(方針)」及び「災害による死亡者の氏名等の公表について(方針)」(令和３年11月12日策定)に基づき県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。

第７節　避難救出計画

１　避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障がいのある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

（１）高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、県は、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言する。

また、市長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助

言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

ア　避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動
警戒レベル１	早期注意情報（警報級の可能性）（気象庁が発表）		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル２	大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）（気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布（注意）） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布（注意））	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル３	高齢者等避難（市長が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布（警戒）） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布（警戒）） ・高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）※２	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル４	避難指示（市長が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布（危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布（危険）） ・高潮特別警報※３ ・高潮警報※３	危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル５	緊急安全確保（市長が発令）	・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※４ ・（大雨特別警報（土砂災害））※４ ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫） ・高潮氾濫発生情報※５	命の危険　直ちに安全確保 ・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注１　市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯にお

ける高齢者等避難の発令に努める。

注２　市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注３　「早期注意情報(警報級の可能性)」は、５日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(東部、中部など)で、２日先から５日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(静岡県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

注４　※２について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。

注５　※３の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、また、高潮特別警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表されるため、両方が警戒レベル４相当情報に位置付けられている。

注６　※４大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル５相当情報［洪水］や警戒レベル５相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市長は警戒レベル５の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

注７　※５の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動していては安全に立退き避難ができないおそれがある。

イ　実施者

（ア）緊急安全確保、避難指示

a　市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う（法第60条)。

b　知事又はその命を受けた職員は、洪水又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条、地すべり等防止法第25条)。

c　警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第61条)。

d　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条)。

e　水防管理者は、洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条）。

f　市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

g　市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

（イ）「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「袋井市避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

（２）住民への周知

市長等は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

（３）避難者の誘導等

ア　市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、こども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ　学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

ウ　避難路の確保

県、県警察、市及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

（４）警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

また、警察官、海上保安官又は自衛官は法第63条第２項、第３項の規定により市長の職権を行うことができ、警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。

なお、知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第73条第１項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

２ 被災者の救助

（１）基本方針

ア　救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。

イ　市長は、県、警察署、自衛隊等に対し、救出活動の協力を要請する。

ウ　市及び県は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、静岡県が定める「災害時における安否不明者の氏名等の公表について（方針）」、「災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）」及び「災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）」（令和３年11月12日策定）に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

エ　県は、救出活動に関する応援について市町村間の総合調整を行う。

オ　市は、市内における関係機関による救出活動について、必要に応じて現地合同調整所を設置するなど、総合調整を行う。

カ　自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

キ　自衛隊の救出活動は、本編第27節「自衛隊派遣要請の要求計画」の定めるところにより行う。

ク　救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

（２）実施主体と実施内容

ア　市は、平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。

イ　市は、職員を動員し負傷者等を救出する。

ウ　市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。

エ　市長は、袋井市森町広域行政組合消防本部（署）と連携し、重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておくよう、努めるものとする。

オ　市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。

（ア）応援を必要とする理由

（イ）応援を必要とする人員、資機材等

（ウ）応援を必要とする場所

（エ）応援を必要とする期間

（オ）その他周囲の状況等応援に関する必要事項

（３）自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

ア　組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

イ　救出活動用資機材を活用し、組織的救出活動に努める。

ウ　自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。

エ　自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し、早期救出を図る。

オ　救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部等と連絡をとりその指導を受けるものとする。

３　避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

県は、市を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。

（１）避難所の開設

ア　市

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

イ　県

市から要請があった場合は、県内の他の市町への応援の指示、全国知事会等への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講じる。

また、市から避難所を開設した旨報告があった場合には、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

（２）避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

ア　避難受入れの対象者

（ア）災害によって現に被害を受けた者

a　住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

b　現に災害を受けた者であること

（イ）災害によって現に被害を受けるおそれがある者

a　避難指示が発せられた場合

b　避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

（ウ）その他避難が必要と認められる場合

イ　避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

（ア）避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

（イ）混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

（ウ）応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

（エ）避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティション等や段ボールベッド等の簡易ベッドの設置

（オ）避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及び快適なトイレ設置、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置の状況等の把握

（カ）避難行動要支援者への配慮

（キ）避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、選択等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施等必要な措置の実施

（ク）簡易トイレ等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の設置等、避難所の衛生環境の確保への配慮

（ケ）感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施

（コ）多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮

（サ）相談窓口の設置（女性指導員の配置）

（シ）高齢者、障がいのある人、性的マイノリティの人、乳幼児、外国人等の要配慮者への配慮

（ス）避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮

（セ）男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

（ソ）男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、女性用品の女性による配布、各活動班への男女両方の配置、防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置、仕事別に班分けした性別に偏らない組織づくり等、性別や世代等を問わないニーズへの配慮

（タ）避難所における人権と安全を守るため、女性やこども等に対する性犯罪・性暴力・ＤＶの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・ＤＶに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性やこども等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供

（チ）被災者支援等の観点からペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底

（ツ）指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること

（テ）各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと

（ト）被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の危機管理課と健康未来課、しあわせ推進課など保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施

（３）避難所の早期解消のための取組等

市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空室等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修理を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、県、市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

４　災害救助法に基づく県の実施事項（県からの委任により市が実施）

（１）避難所の設置

ア　設置基準

（ア）原則として学校、コミュニティセンター等既存建物を使用する。

（イ）既存建物で不足する場合は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。

イ　費用の限度

（資料５－２－１）のとおり

ウ　実施期間

災害発生の日から７日以内。ただし、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

（２）罹災者の救出

ア　実施基準

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。

イ　費用の限度

救助に必要な機械器具等の借上代等実費

ウ　実施期間

災害発生の日から３日以内。ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

５　市長の要求、要請に基づく県の実施事項

（１）市長の要求に基づく県の実施事項

ア　袋井市外の既存施設を避難所とする場合のあっせん

イ　袋井市内の既存施設を避難所とする場合の強制使用

ウ　自衛隊の派遣要請

エ　海上保安庁に対する支援要請

オ　消防団の応援動員要請

（２）市長の要請事項

市長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。これを受け、県は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

区　　分	内　　容
避難の場合	ア　避難希望地域 イ　避難を要する人員 ウ　避難期間 エ　輸送手段 オ　その他必要事項（災害発生原因）
救出の場合	ア　救出を要する人員 イ　周囲の状況（詳細に記入のこと） ウ　その他必要事項（災害発生原因）

（３）市長の県管理施設の利用

市長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

６　物資の備蓄、調達、供給関係

市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。この際、避難

生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

なお、市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救急物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段を確保する。

また、市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

市及び県は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

さらに、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

なお、県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

７　避難行動要支援者への支援

県及び市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

（１）避難行動要支援者の被災状況の把握等

ア　避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

（ア）安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、個別避難計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がいのある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、危機管理課としあわせ推進課など福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、県及び市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

（イ）被災状況の把握

県及び市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

イ　福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

（２）被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がいのある人向け応急仮設住宅の設置等に努め、情報の提供についても十分配慮する。

ア　在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉

サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ　避難行動要支援者の施設への緊急入所等

県及び市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

ウ　広域支援体制の確立

県は、市等を通じて、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣都県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行われるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

８　広域避難・広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

また、県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力(施設数、施設概要)等、広域避難について助言を行うものとする。

県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。

市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

富士山の噴火に係る広域避難については、県、避難実施市町及び避難受入市町が行う事項を「富士山火山広域避難計画」（富士山火山防災対策協議会作成）に定めていることから、関係市町は同計画を踏まえ、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。

県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

県及び市は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

県及び市は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで､避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

被災市町は、広域一時滞在の受入市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

区　　分		内　　容
県内市町への避難	被災市	・県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

	受入市	・広域避難を受入れる市は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 ・市は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
	県	被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。
県外への避難	被災市	・他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。
	県	被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

第８節　衣料、生活必需品、その他の物資供給計画

１　主旨

この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を確保するため、市及び県の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

２　災害救助法に基づく実施事項

（１）衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者

住家の全壊、流失、半壊又は床上浸水等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者

（２）対象品目

ア　被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ　日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

ウ　炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等

エ　光熱材料

マッチ、ＬＰガス等

（３）費用の限度

（資料５－２－１）のとおり

（４）給（貸）与の期間

災害発生の日から10日以内。

ただし､知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

３　災害救助法が適用されない場合における災害見舞金の交付

市は、風水害その他の非常災害により災害救助法が適用されないで災害を受けた場合、次に掲げる世帯に対し、袋井市災害見舞に関する条例(平成17年袋井市条例第160号）の定めるところにより、災害見舞金を交付する。

（１）住家の全焼、全壊又は流失

（２）住家の半焼又は半壊

（３）市長が、特に必要と認めた場合

４　災害救助法適用外の生活必需品等の交付

市は、風水害その他の非常災害による住家の全壊、流失、半壊又は床上浸水等により直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、ブルーシートやロープ等急場をしのぐに必要な物品を交付することができる。

５　衣料、生活必需品等の調達、給（貸）与

（１）衣料、生活必需品等の調達

ア　実施者

市において衣料、生活必需品等の調達を実施する場合、市長は、市災害対策本部の商工班より責任者を指名する。

イ　衣料、生活必需品等の調達方法

衣料、生活必需品等の調達は、罹災状態、物資の種類、数量等を勘案し、原則としてあらかじめ協定書を締結した業者等から調達するものとする。（資料５－６－２）

ウ　衣料、生活必需品等の輸送方法

調達した衣料、生活必需品等の輸送は、原則として、発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先の業者等において措置できないときは、一般対策編　第３章　第19節「輸送計画」に基づき措置するものとする。

エ　調達衣料、生活必需品等及び災害援助物資等の集積場所（資料５－６－１）のとおり

（２）衣料、生活必需品等の給（貸）与

ア　実施者

市において衣料、生活必需品等の給（貸）与を実施する場合、市長は、市災害対策本部の生活支援班より責任者を指名し、各現場にそれぞれ現場責任者（避難所においては、支部職員が兼務）を置くものとする。

責任者は、各現場責任者及び商工班等と連携し、配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏のないようするものとする。

イ　衣料、生活必需品等の給（貸）与の方法

責任者は、衣料、生活必需品等の給（貸）与に際して、罹災状況、罹災世帯の構成人員、物資の種類等を勘案し、物資配分計画を作成して実施するものとする。

なお、被災者用として市が防災倉庫に保管してある備蓄毛布、ブルーシート等は（資料５－３－５、６）のとおりである。

ウ　対象者、対象品目等

上記２「災害救助法に基づく実施事項」による。

６　市長の要請事項

市長は衣料、生活必需品等の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、県西部方面本部を通じて知事に調達あっせんを要請するものとする。

（１）必要品目

（２）必要数量

（３）引渡し場所及び受取責任者

（４）連絡課及び連絡責任者

（５）荷役作業員の有無

（６）経費負担区分

（７）その他参考となる事項

７　市長の要請に基づいて行う県の実施事項

（１）衣料、生活必需品等の調達又はあっせん

（２）衣料、生活必需品等の輸送措置

８　災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、上記２「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

第９節　給水計画

１　主旨

この計画は、災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するため、災害救助法に基づいて行う市、水道事業者の実施事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。

２　災害救助法に基づく実施事項

（１）飲料水供給の対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

（２）飲料水の供給量

大人１人１日最小限おおむね３リットル

（３）飲料水の供給期間

災害発生の日から７日以内

ただし、知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間の延長をすることができる。

（４）費用の限度

制限なし（ただし、必要最低限の生活が維持できる用水の供給に限られる。）

（５）対象経費

（資料５－２－１）のとおり

３　給水実施要領

（１）実施者

市において飲料水の供給を実施する場合、市長は、市災害対策本部の上水道班より責任者を指名する。

（２）応急給水方法

ア　運搬給水

飲料水の確保が困難な地域に対して給水拠点を定め、取水拠点にて確保した飲料水を、車両等を活用して給水拠点まで運搬し、給水するものとする。

なお、給水に際しては、給水期間、給水場所を事前に同時通報用無線、広報車等により住民に周知するものとする。

イ　仮設応急給水栓等

配水管路のうち、被災後使用可能な管路に仮設応急給水栓等を設置し、給水するものとする。なお、断水が長期間になると予想される場合には、早期に配水本管、支管上にも仮設応急給水栓等を設置する。

ウ　ろ水機使用による給水

市災害対策本部の各支部及び自主防災組織においては、プール及び耐震性貯水槽等から、ろ水機を使用し、飲料水を給水する。

（３）給水順位

ア　第１順位・・・・・一般対策編第３章第14節「医療・助産計画」による救護施設、
一般病院（病床有り）、人工透析病院

イ　第２順位・・・・・全19支部等の災害拠点施設、福祉施設（滞在型）

ウ　第３順位・・・・・避難所及び応急給水が必要なところ

（４）給水施設の応急復旧

給水施設が破壊された場合には、迅速なる応急復旧に努めるとともに、必要に応じ水道工事応援業者等に協力を求めるものとする。（資料５－９－２）

（５）水道用資機材及び浄水用薬品等の調達

水道用資機材及び浄水用薬品等の調達は、上水道班が行う。（資料５－９－３）

調達した水道用資機材及び浄水用薬品等の輸送は、原則として、当該発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先の業者等において措置できないときは、一般対策編第３章第19節「輸送計画」に基づき措置するものとする。

（６）努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

（７）災害発生後８日以内を目途に仮設給水栓等を設置し、最低の生活に必要な水（目標１人１日20リットル）を供給するよう努めるものとする。

（８）袋井市給水計画は、（資料５－９－１）のとおりである。

４　市長の要請事項

市長は、管内で飲料水の供給を実施することができない場合には下記事項を明らかにした上で、県西部方面本部を通じて知事に調達のあっせんを要請する。

（１）給水対象人員

（２）給水期間及び給水量

（３）給水場所

（４）給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量

（５）給水車両のみ借上げの場合その台数

（６）その他必要事項

５　市長の要請に基づいて行う県の実施事項

（１）水道用水その他の飲料水の調達のあっせん

（２）給水車両の借上げのあっせん

（３）水道用資機材及び浄水用薬品等の調達のあっせん

（４）給水容器の調達のあっせん

６　災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、上記２「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

第10節　下水道施設応急対策計画

１　主旨

この計画は、災害時における下水道施設の災害に対し、応急措置を講じ、機能の回復を図るための応急対策について定める。

２　住民等への周知

下水道は市民生活に欠くことのできないライフラインであることから、緊急輸送路や避難所等、災害時においても、可能な限り利用できるよう努めるが、施設の被害状況によっては使用の制限を行う。

このため、市民生活の混乱を防止するため、使用制限の規模、態様について広報する。

３　応急対策の実施

下水道施設の被害状況を速やかに確認するとともに、優先順位の高い箇所から、早急に対策を講じる。

４　排水設備の応急復旧対策

排水設備の応急復旧に関する相談窓口を設置するとともに、排水設備指定工事店の協力を得て、早急に復旧作業を行う。

５　市長の要請事項

市、人員の確保に支障をきたす場合は、県災害対策本部を通じ応援を依頼する。

６　関連施設の対策

農業集落排水施設の災害時の応急対策については、前各項に準じる。

第11節　応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

１　主旨

この計画は、災害により住家が全壊、全焼又は流出した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しては、応急的な住宅を提供するほか、災害のため被害を受けた住家を応急的に補修して居住の安定を図るよう措置することを目的とする。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、同章第７節「避難救出計画」の「７　広域避難・広域一時滞在」による。

２　災害救助法に基づく実施事項

（１）応急仮設住宅設置

ア　入居対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者

イ　規模及び費用

（資料５－２－１）のとおり

ウ　整備開始期間

災害発生の日から20日以内に着工

ただし、事前に知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

エ　その他

（ア）供与・維持管理・処分及び手続等知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「静岡県応急仮設住宅の供給における事務の手引き」による。

（イ）民間の賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅（借上げ型応急住宅）の借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。

（ウ）応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。その際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。

（エ）住宅の応急修理完了までの間、一時的な住まいとしての応急仮設住宅へ入居する者の使用期間は、災害発生日から原則６か月とし、応急修理が完了した場合は、速やかに退去する。

（２）住宅の応急修理

ア　修理対象者

風水害のため住家が半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者で、公営住宅・会社の寮・飯場等以外の住宅に居住している者

イ　規模及び経費

（資料５－２－１）のとおり

ウ　修理期間

災害発生の日から３か月以内に完了

ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては６か月以内

エ　その他

応急修理を知事から委任を受けて行うときは、災害救助法に基づく「住宅の応急修理実施要領」による。

３　実施方法

（１）入居者・修理者の選考

応急仮設住宅への入居者及び住宅の応急修理の対象者の選考は、市災害対策本部の生活支援班が担当し、次により行う。

ア　選考委員会

選考事務の公正を期するため、必要に応じ選考委員会を設置することができる。委員は、その都度市長が任命する。

イ　選考の適正

選考にあたっては、罹災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員・児童委員等の意見を徴する等、公平な選考に努める。

ウ　選考基準

国の様式で定められた「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合には、ローン等個別事情を勘案し、選考する。

エ　その他

応急仮設住宅への入居者の選考において、高齢者等であって、日常の生活上特別に配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）以外の場合、１箇所に高齢者等が集中しないよう配慮する。

（２）応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の方法

ア　実施者

市において応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を実施する場合、市長は、市災害対策本部の建築住宅班より責任者を指名する。

なお、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、原則として工事請負により行うものとする。

イ　住宅の規模及び構造等

設置数、規模、構造単価及び修理方法等については、（資料５－２－１）、災害救助法に基づく「静岡県応急仮設住宅の供給における事務の手引き」及び「住宅の応急修理実施要領」に基づいて行う。

ウ　仮設住宅建設用地の配慮

仮設住宅の建設用地については、飲料水、交通、教育等の便を考慮し選定するものとする。市有地に適地がなく私有地に建設する場合は、所有者と市との賃貸借契約（契約期間２か年）締結後工事に着手する。（資料５－３－８）

エ　建築資材、労務者等

（ア）建築資材の調達

建築資材の調達については、原則として市内の取扱業者から調達する。

（イ）建設業者の動員

技術者、労働者等の動員については、原則として（資料６－１－３、８、９）の業者から動員する。

（ウ）建設機械等の借上げ

建設機械等の借上げは、原則として（資料６－１－３）の業者から借上げる。

オ　建設資材等の輸送方法

調達した建設資材等の輸送は、原則として、発注先業者等に依頼するものとするが、当該発注先の業者等において措置できないときは、一般対策編　第３章　第19節「輸送計画」に基づき措置する。

４　市長の要請事項

市長は、次の場合において、下記事項を明らかにした上で、県西部方面本部を通じて知事に調達、あっせん又は応援を要請する。

（１）資機材等の調達が不可能又は困難な場合

ア　被害世帯数（全壊、流失、半壊）

イ　住宅設置（修理）戸数

ウ　住宅設置（修理）に必要とする資機材品名及び数量
エ　住宅設置（修理）に必要とする建築業者及び人数
オ　連絡責任者
カ　その他参考となる事項
（２）住居等に流入した土石等障害物の除去
ア　除去を必要とする住家戸数（半壊・床上浸水別）
イ　除去に必要な人数
ウ　除去に必要な時間
エ　除去に必要な機械器具の品目別数量
オ　除去した障害物の集積場所の有無

５　市長の要請に基づいて行う県の実施事項

（１）建築資機材及び建築業者等の調達又はあっせん
（２）建築資機材の輸送措置
（３）住宅等に流入した土石等障害物除去に係る障害物除去要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん

６　災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、上記２「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

７　要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。加えて、応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

８　住宅の応急復旧活動

県及び市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修理を推進するものとする。

９　非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

（１）特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定は、適用しない。

（２）市長の措置
ア　上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。
イ　応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第12節　防疫計画

１　主旨

この計画は、床上浸水など、大規模水害が発生した場合における環境衛生の悪化に対し、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

２　市の実施事項

市長は、知事の指示により被災地の防疫活動のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づき、次の事項を行うものとする。

（１）病原体に汚染された場所の消毒
（２）ねずみ族・昆虫等の駆除

（３）病原体に汚染された物件の消毒等
（４）生活用水の供給
（５）浸水地域の防疫活動の実施
（６）防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調達の要請
（７）臨時予防接種の実施

３　実施方法

（１）実施者

市長は、市災害対策本部の救護衛生班より責任者を指名し、被災地の防疫活動を実施するものとする。ただし、市独自で実施が困難な場合は、県、関係機関及び自主防災組織等の協力を得て実施する。

なお上記２（４）「生活用水の供給」については、一般対策編　第３章　第11節「給水計画」に基づき措置する。

（２）防疫班の編成

責任者は、被災地の防疫活動を迅速的確に実施するため、防疫班を編成するものとする。防疫班は概ね運転者１名、作業員１名の計２名をもって１班とし、災害の状況によって数班を編成し、前項に定める実施事項を処理するものとする。

なお、災害の状況により、市職員で対応できない場合は、作業員の臨時雇用及び自主防災組織等の協力を得て編成するものとする。

（３）消毒箇所

被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次の該当する地域から優先実施するものとする。

ア　下痢患者、有熱患者が多発している地域
イ　集団避難所
ウ　浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

（４）消毒方法

ア　床下・・・・・・・・・・・・・・・・・・逆性石鹸、クレゾール石鹸液散布
　被災地の自主防災組織へ一括搬送し、各家庭へ配布を依頼する。
イ　汚染（床上）した家屋・・・・・・・・・次亜塩素酸ナトリウム等での払拭等
　被災地の各家庭に次亜塩素酸ナトリウム、逆性石鹸、消毒用アルコール等を配布し、床、壁の払拭、便所、床下等の消毒、手洗いの励行等について衛生上の指導を行う。
ウ　汚染した便槽、溝、水たまり・・・・・クレゾール液散布
エ　汚染した井戸・・・・・・・・・・・・・次亜塩素酸ナトリウム投入
オ　その他必要な措置

（５）消毒機器及び防疫用薬剤

消毒機器は、市保有分で不足する場合は、遠州中央農業協同組合等が所有している農業散布用機器等を借上げる。

防疫用薬剤は、小笠袋井薬剤師会及び遠州中央農業協同組合等から調達するものとする。また、不足する場合は県西部方面本部へ要請し、あっせん先から調達する。

（６）避難所等の防疫措置

ア　市長は避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における防疫の徹底を図るものとする。この場合、自主防災組織等の協力を得て、避難所内における防疫に万全を期するものとする。
イ　避難者等に対しては、必要に応じ検病検査を実施する。
ウ　避難所及び被災地において、仮設便所等の清掃、クレゾール石鹸液等の配置、衣服等の日向干し、手洗いの励行等について指導を実施する。
エ　給食作業に従事する職員等については、必要に応じあらかじめ健康診断を実施しておくものとする。

（７）臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため、必要に応じ県の指導により、種類、対象者等を定め予防接種を実施する。

（８）患者等に対する措置

被災地に感染症患者が発生し、又は保菌者が発見されたときは、県の指示により速やかに指定の医療機関に入院の措置をとるものとする。なお、感染症指定医療機関に収容することが困難な場合は、西部保健所長と協議し、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容するものとする。

（９）実施期間

災害の状況に応じてその都度決定するが、おおむね７日間とする。

４　市長の要請事項

市長は、市独自で防疫活動を実施することが困難な場合は、下記事項を明らかにした上で、県西部方面本部を通じて知事に応援の要請を行うものとする。

（１）防疫薬剤の種類及び数量

（２）その他必要事項

５　市長の要請に基づいて行う県の実施事項

（１）県は、被災市町の実状に応じ、西部保健所職員をもって防疫班を編成し、次の事項を行う。

ア　健康診断の実施

イ　感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするための調査の実施

ウ　病原体に汚染された場所の消毒の実施又は市町に対する指示

エ　ねずみ族・昆虫の駆除の実施又は市町に対する指示

オ　病原体に汚染された物件の消毒等の実施又は市町に対する指示

カ　生活用水の供給の制限又は禁止の命令

キ　防疫薬品及び資機材の供給の調整

第13節　清掃及び災害廃棄物処理計画

１　主旨

この計画は、被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため市の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、「袋井市災害廃棄物処理計画」及び「静岡県震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」を踏まえて円滑・迅速・適正に処理する。

２　市の実施事項

（１）実施者

市長は、塵芥収集処理及びし尿の汲取処理については、市災害対策本部の環境衛生班、また死亡獣畜の処理については、市災害対策本部の農政班よりそれぞれ責任者を指名し、被災地における清掃業務を実施する。

ただし、市独自で実施が困難な場合は、県、近隣市町又は関係機関等の協力を得て実施する。

（２）ごみの収集及び処理

ア　作業班の編成

ごみの収集処理の責任者は、被災状況に応じて関係業者の協力により、ごみ収集班を編成し、清掃業務を実施する。（資料５－７－１）

イ　収集及び処理方法

ごみその他の廃棄物の収集にあたっては、被災地の状況を考慮し、緊急処理を要する地域から実施する。これらの処理は、中遠クリーンセンターで処理することを原則とし、施設が被災した場合及び運搬が困難な場合は、県に近隣の他市町に処理委託について調整を依頼するものとする。

また、処理委託が困難な場合は、静岡県西部健康福祉センターの指導のもと環境衛生上支障のない方法

で臨時に仮設置場を設置するなど、処理施設復旧までの間対処する。

（３）し尿の収集及び処理

ア　作業班の編成

し尿の収集処理の責任者は、被災状況に応じて関係業者の協力により、し尿収集班を編成し、清掃業務を実施する。（資料５－７－２）

また、被災状況により市災害対策本部の支部職員及び自主防災組織と協力し、避難所等に仮設便所を設置する。

イ　収集及び処理方法

被災地の状況を考慮し、避難所等で緊急くみ取りを必要とする地域から実施する。これらの処理は、袋井衛生センターで処理することを原則とし、施設が被災した場合及び運搬が困難な場合は、県に近隣の他市町との処理委託について調整を依頼するものとする。

また、処理委託が困難な場合は、静岡県西部健康福祉センターの指導のもと環境衛生上支障のない方法で臨時に貯留槽等施設を設置するなど、処理施設復旧までの間対処する。

（４）死亡獣畜の処理

ア　死亡獣畜の処理は、原則として許可業者に委託して処理するものとする。（資料５－７－３）

イ　災害の状況により、上記アによる許可業者への処理委託が困難となり、自ら死亡獣畜の収集の必要が生じた場合は、死亡獣畜の処理の責任者は、特別に班編成を行い、次により処理するものとする。

（ア）死亡獣畜処理場を所有している近隣市町に依頼して処理する。

（イ）臨時の埋却許可を取得し、家畜防疫員の指示する場所に埋却処分する。

３　市長の要請・実施事項

市長は、独自に清掃作業を実施できない場合には、下記事項を明らかにした上で、県西部方面本部を通じて知事にそのあっせんを要請するものとする。

（１）処理対象物名及び数量

（２）処理対象戸数

（３）処理場の使用可否

（４）実施期間

（５）その他必要事項

また、災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。

４　市長の要請に基づいて行う県の実施事項

（１）塵芥及びし尿の処理場のあっせん

（２）清掃用運搬機材のあっせん

（３）死亡獣畜処理場（市町又は清掃業者）のあっせん

（４）災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、関係団体等への協力要請、処理方法の市への周知等

５　非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

（１）特例措置

政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第７条第１項若しくは第６項、第14条第１項若しくは第６項又は第14条の４第１項若しくは第６項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

（２）市長の措置

上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又

は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第14節　障害物除去計画

１　主旨

この計画は、災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、市及び県の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。

２　災害救助法に基づく実施事項

（１）障害物除去の対象者

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することができない者

（２）実施期間

災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じ知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

（３）費用の限度

（資料５－２－１）のとおり

３　実施方法

（１）実施者及び作業班の編成

市長は、市災害対策本部の建設班より責任者を指名する。

責任者は、建設班職員、消防（水防）団員及び建設業者等の協力要員をもって、作業班を編成するとともに、自主防災組織と連携、協力して被災地の障害物除去活動を行う。

なお、被害の状況に応じ、県西部方面本部を通じて知事に自衛隊の派遣要請の要求をするものとする。

（２）除去用車両の調達

除去用車両は、市有車両及び応援建設業者等の車両を使用する。

なお、不足する場合は、一般対策編　第３章　第19節「輸送計画」により措置する。

（３）除去作業用機械器具等の調達

除去作業用機械器具等は、市有及び応援建設業者等の所有のものを使用する。

なお、不足する場合は、県西部方面本部を通じて知事にあっせんを要請するものとする。

（４）除去障害物の集積場所

除去した障害物は、住民の日常生活に支障、危険のない場所に一時的に集積するよう措置する。

なお、民有の空地及び駐車場等を使用する必要がある場合は、土地所有者にあらかじめ了解を得るものとする。

４　市長の要請事項

市長が、障害物除去計画について知事に対して応援を求める場合には、下記事項を明らかにした上で、県西部方面本部を通じて知事にそのあっせんを要請するものとする。

（１）除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）

（２）除去に必要な人員

（３）除去に必要な期間

（４）除去に必要な機械器具の品目別数量

（５）集積場所の有無

５　市長の要請に基づいて行う県の実施事項

（１）障害物除去要員の動員派遣

（２）機械器具の調達あっせん

（３）建設業者の協力依頼（従事命令含む。）

６　災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、上記２「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を

実施する。

７　災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第15節　交通応急対策計画

１　主旨

この計画は、交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、市をはじめとする道路管理者、県知事、県公安委員会、警察署、鉄道事業者等の実施すべき応急措置を定め、応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。

２　道路管理者の実施事項

（１）応急態勢の確立

道路管理者は、異常気象、土砂崩れ、トンネル火災等による災害が発生した時は、応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。

（２）主要交通路等の確保

主要な道路、橋梁等の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回路を設定する。

（３）災害時における通行の禁止又は制限

ア　道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。

イ　道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。

ウ　道路管理者は、通行禁止又は制限しようとするとき又は実施したときは、直ちに管轄の警察署長へ連絡するものとする。

（４）放置車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。

（５）道路の応急復旧

ア　応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。ただし、県は、市が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。

イ　市長の責務

（ア）他の道路管理者に対する通報

市長は、市内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

（イ）緊急の場合における応急復旧

市長は、事態が緊急を要し当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

（ウ）知事に対する応援要請

市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。

ウ　仮設道路の設置

既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、市及び県が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。

（６）経費の負担区分

ア　道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。

イ　緊急の場合における応急復旧の経費

市長が市区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した市長は、その経費の一時繰替支弁をすることができるものとする。

ウ　仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費はその都度、市及び県が協議して、経費の負担区分を定めるものとする。

３　県知事又は県公安委員会の実施事項

（１）災害時における交通の規制等

ア　県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害対策基本法に基づき、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（「道路交通法」（昭和35年法律第105号）第39条第１項の緊急自動車又は災害応急対策に従事する者若しくは災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

イ　県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第１次、第２次、第３次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道１号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。

ウ　県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

エ　県知事は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

オ　県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。

（２）通行の禁止又は制限に係る標示

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した（資料５－５－４）に掲げる標示を設置しなければならない。

（３）緊急通行車両の申出

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有するもの（以下「指定行政機関等」という。）の車両については、県公安委員会（警察）に対して申出することができる。

県公安委員会（警察）は、緊急通行車両であることの確認を実施し、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

（４）事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認

県公安委員会（警察）は、事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、発災後に警察署及び交通検問所において確認を実施し、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

（５）緊急通行車両の申出及び事前届出済証の交付を受けていない車両に対する手続き

発災後、緊急交通路の指定がなされた場合、市災害対策本部経理財政班は、緊急通行車両の申出及び事前

届出済証の交付を受けていない車両において、緊急通行車両として使用する必要がある場合は、上記緊急通行車両の申出を行い、緊急通行車両の円滑な運営を図るものとする。

（６）交通の危険防止のための通行の禁止又は制限

ア　警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ　道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

４　鉄道事業者の実施事項

（１）応急態勢の確立

鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。

（２）代行輸送等の実施

路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。

（３）応急復旧の実施

崩土、線路の流失等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、崩土除去並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

５　有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

６　交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下、「検討会」という。）を組織する。

県は、市の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所に対し検討会の開催を要請することができる。

検討会において協議、調整を行った交通マネジメント施策を実施するに当たり、検討会の構成員は、自らの業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。

注１）「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注２）「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第16節　自衛隊派遣要請の要求計画

１　主旨

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請の要求を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

２　災害派遣要請の要求の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命及び財産の保護のため必要と認める場合において、（１）の３要件を満たすもので、具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動

状況のほか、市長等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、（２）のとおりとする。

（１）災害派遣要請の要件

ア　緊急性　差し迫った必要性があること

イ　公共性　公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること

ウ　非代替性　自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

（２）災害派遣要請の内容

ア　被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

イ　避難の援助

避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助

ウ　遭難者等の捜索救助

エ　水防活動

土のう作成、運搬、積込み等の水防活動

オ　消防活動

利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）

カ　道路又は水路の啓開

道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去

キ　応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）

ク　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

ケ　給食、給水及び入浴支援

被災者に対する給食、給水及び入浴支援

コ　物資の無償貸付及び譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与

サ　危険物の保安及び除去

自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

シ　その他

その他市長が必要と認めるものについては、知事及び関係部隊の長と協議して決定する。

３　市長の災害派遣要請の要求手続

（１）知事に対する自衛隊派遣要請の要求手続

原則として市長が行う。

（２）災害派遣要請の要求手続

市長は、災害派遣要請の要求をしようとするときは、知事に対し次の事項を明記した要請書をもって行う。

ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、市防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊又は最寄りの部隊に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知するものとする。

ア　提出先（連絡先）　静岡県危機対策課（この場合、県西部地域局を経由する。）

イ　提出部数　１部

ウ　記載事項

（ア）災害の情況及び派遣を必要とする事由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）その他参考となるべき事項

部隊名	所在地	電話	連絡先	
			時間内	時間外
陸上自衛隊 第34普通科連隊 （板妻駐屯地）	御殿場市板妻 40－1	0550－89－1310	第３科長 内線235～237	駐屯地当直司令 内線301・302
航空自衛隊 第１航空団司令部 （浜松基地）	浜松市中央区 西山町	053－472－1111	防衛部防衛班長 内線3230～3232	基地当直幹部 内線3224・3225

４　災害派遣部隊の受入れ体制

（１）他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市長は自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

（２）作業計画及び資材等の準備

市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

（３）資機材等の調達要請

市長は作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより知事に要請するものとする。

（４）自衛隊との連絡交渉の窓口の一体化

市長は派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。

（５）派遣部隊の受入れ

市長は派遣された部隊に対し次の基準により各種施設等を準備する。（資料４－１－３）

本部事務室　：派遣人員の約１割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など

宿　　舎　：屋内宿泊施設（学校、コミュニティセンター等）とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準

材料置場、炊事場：屋外の適当な広場

駐　車　場　：適当な広場（車一台の基準は３m×８m）

５　災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は災害派遣部隊の撤収要請の要求を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

６　経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策のために必要とする資材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担する。

７　その他

袋井市以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努める。

第17節　災害停電対策計画

１　主旨

この計画は、風水害により大規模な停電が発生した場合に、日常生活に支障がある者に対し、市及び関係機関が実施する事項について定め、日々の生活に支障がないよう措置することを目的とする。

２　実施事項

市は災害による停電発生後、復旧活動が順次行われることに鑑み、あらかじめ、停電時優先的に復興する施設等について定め、電力事業者をはじめとする関係機関と共有化を図る。

また、電力事業者から適宜情報収集することにより、停電範囲、復旧状況を把握し、袋井市情報配信サービス「メローねっと」など広報媒体を活用し、広く市民に周知する。

なお、上水道、下水道及びごみ処理施設への搬入など、停電時における留意点等も併せて周知する。

第18節　電力施設災害応急対策計画

１　主旨

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める。

２　電気事業者が行う応急措置の内容

応急措置は、電気事業者の定める「防災業務計画」により実施するものとする。参考として、具体的な内容を以下のとおり記載する。

（１）電気事業者は、事前の要員配置や早期の巡視により、迅速な設備の復旧に努める。

（２）電気事業者は、電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

（３）電気事業者は、災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等及び広域機関の指示に基づき電力の緊急融通に努める。

（４）電気事業者は、応急復旧に必要な資機材及び車両の確保に努める。

（５）電気事業者は、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧に努める。

（６）電気事業者は、ホームページやＳＮＳ等を通じ、停電状況や復旧見込み等の情報発信に努める。

（７）電気事業者は、市と連携し、事前に優先的に復旧すべき公共施設の検討を行い、該当施設の迅速な復旧に努める。

（８）その他応急措置の実施については、電気事業者の防災業務計画の定めるところにより実施するものとする。

３　市、県との連絡調整

（１）被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあっては、市と十分連絡をとるとともに必要に応じ県と協議して措置するものとする。

（２）県が関係者と調整を行い、配備先を決定した場合には、当該配備先について電源車等の配備に努めるものとする。

（３）市は、電気事業者と連携してホットラインにより情報共有に努める。

第19節　ガス災害応急対策計画

１　主旨

この計画は、ガス災害の発生に際し、市民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

２　非常体制組織の確立

（１）緊急出動に関する相互協力

消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互協定する。

（２）ガス事業者の緊急体制の整備

ア　ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。

イ　非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

３　応急対策

（１）保護保安対策

ア　ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。

イ　ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。

ウ　ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。

エ　都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。

オ　ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。

カ　都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車等をもって周知の徹底を図る。また、市、袋井市防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。

キ　ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。

（２）危険防止対策

ア　災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、中毒、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。

イ　災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。

ウ　ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに医療機関等に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。

（３）応急復旧対策

ア　ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。

イ　応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木建築工事作業員の出動人員を確保する。

ウ　都市ガス事業者は、ガス供給地点について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関、病院等の復旧を優先させる。

エ　都市ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地点には、暫定供給を考慮する。

４　市、県等との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、市、県、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

５　事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を県、消防機関及び警察に行う。

第４章　災　害　復　旧　計　画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど､将来の災害に備える事業の対策についての計画とし､｢第３章　災害応急対策計画｣に基づく応急復旧終了後、被害の程度を的確に把握するとともに、社会的、経済的な諸要因も検討の上、総合的な見地にたって策定し、緊急度の高いものから復旧事業に着手するものとする。

また、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等の活用も含めて検討するものとする。

１　公共土木施設災害復旧事業計画

（１）河川公共土木施設災害復旧事業計画

（２）海岸公共土木施設災害復旧事業計画

（３）砂防設備災害復旧事業計画

（４）林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

（５）道路公共土木施設災害復旧事業計画

２　農林水産業施設災害復旧事業計画

３　都市災害復旧事業計画

４　上下水道災害復旧事業計画

５　工業用水道災害復旧事業計画

６　専用水道災害復旧事業計画

７　公共用地災害復旧事業計画

８　住宅災害復旧事業計画

９　社会福祉施設災害復旧事業計画

10　公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

11　学校教育施設災害復旧事業計画

12　社会教育施設災害復旧事業計画

13　被災中小企業復興計画

14　その他の災害復旧事業計画